

<b>件名：</b> 契約監視委員会（2022年度第4回）
<b>日時：</b> 2023年3月7日（火）14:25～16:35
<b>場所：</b> JICA本部229会議室（JICA国内機関はTeamsでの参加）
<b>委員長：</b> 伊藤 邦光 伊藤会計事務所（公認会計士・税理士）
<b>委員：</b> 石村 光代 石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士）
木下 誠也 日本大学危機管理学部 教授
遠山 康 遠山康法律事務所（弁護士）
佐野 景子 国際協力機構 監事
<b>JICA：</b> 井倉 義伸 理事
調達・派遣業務部（事務局） 三井 祐子 部長他
ガバナンス・平和構築部部長、総務部審議役、企画部審議役他 関係部署
<b>議事：</b>
（1） コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約の点検
（2） 研修委託契約のうち一者応札・応募（参加意思確認公募を含む）となった契約の点検
（3） 2023年度運営方針（案）

#### **JICA：**

2022年度第4回契約監視委員会を始めさせていただきます。

本日は、コンサルタント等契約の一者応札・応募となった案件及び参加意思確認公募、研修委託契約の一者応札・応募の点検、そして参加意思確認公募制度の見直しについて、最後に来年度の運営方針について、説明と質疑を行いたいと思います。

それでは、1点目の議事「コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約の点検」について、委員長に進行をお願い致します。

#### **議事（1）コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約の点検**

##### **委員：**

はい、承知いたしました。

それでは1番目は人間開発部のニジェール国「みんなの学校コミュニティ協働による基礎教育の質及び男女間公平性の改善」プロジェクト業務実施契約の説明をお願いいたします。

#### **1-1 ニジェール国「みんなの学校：コミュニティ協働による基礎教育の質及び男女間公平性の改善」プロジェクト（第1期）業務実施契約**

## JICA :

ニジェールは人間開発指数が 191 カ国中 189 位と非常に貧しい国、さらに人口増加率も非常に大きくて、15 歳以下の子どもの人口が全人口の 50%を超えるかという、非常に子どもが増えている状況の国でございます。その子どもたちが 10 歳になる前に簡単な文章や読み書き・計算ができない割合が 9 割を超えるというような、非常に学習環境が厳しい状況にございまして、そんな中、基礎学力の向上や女子教育改善に資するコミュニティを中心とした教育開発モデルを構築・普及するというのが、このプロジェクトの目的でございます。

次に一者応札になった理由、背景等ですけれども、ニジェールはフランスが植民地時代の宗主国ということで、フランス語を業務従事者に求めているということ、かつ、業務主任者はアフリカ地域での学校運営に関する各種業務経験ということを条件に記載してございます。今回、フランス語人材が非常に限られているということ、そして公示のタイミングで適切な人材を他社さんが確保できないというような判断をしたため、応募を断念したと推測しております。

そして、1 日当たりの契約単価が高額となっている理由ですけれども、こちらはアフリカ地域ということで旅費・航空賃等が基本的にはアジアに比べると高額になるというところ、そしてもう 1 つ、この案件の特徴としましては、ニジェールは今非常に治安が悪いという状況にございまして、首都のニアメ以外に邦人が渡航できないという安全対策措置となっております。そのため、移動をするにもかなり安全対策にかかる経費を契約に積んでいるところ、また地方に行く場合はローカルコンサルタント等に再委託をせざるを得ないということで、そういった業務にかかる経費も積まれています。

今後、競争性を向上させるために講ずる措置でございまして、業務主任者の確保が難しいということがございますので、コンサルタントの勉強会・セミナー・能力研修等でのノウハウを蓄積できるコンサルタント人材を強化して応募勧奨を行っていく。あとはフランス語については、英語以外の語学力を求める場合はプレ公示等で前もって提示し、会社が人材を確保できるようにするというところでございます。

## 委員 :

委員の方、いかがでしょうか。

## 委員 :

いろいろなニジェールの国の環境等を踏まえ、契約期間を分割すると業務が円滑に行われぬ恐れがあるということで複数年度契約をしたいということが書いてあり、この契約自体を第 1 期と 2 期で 2 つに分けた形でプランを立てていらっしゃるかと思うのですが、その分けた理由を聞かせていただきたいというのが 1 つ目の質問です。

次に、この事業自体が 2004 年ぐらいから始められておりますが、この過去の契約でアス

カ・ワールド・コンサルタントが契約していたか、それ以外のコンサルタント会社と契約をしていたかどうかというのが2つ目の質問です。

教育の品質を上げようとか、男女間公平性の改善プロジェクト自体、結構古いものだなということでしたので、今回一者応札にいたった、過去の経緯についても含めて、説明いただきたい。

また、この契約金額が5億2,800万円、その中で再委託費が3億2,600万円、約8割となっています。その、再委託先を決めるときのルール「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に基づいた形で実施されているとは思いますが、ニジュールでも、その選定方法は適用されているのか、教えていただきたい。

**JICA :**

ご質問3点について、回答させていただきます。

まず1期・2期に分けている背景、複数年度にしているというところの理由ですけれども、日本の会計年度とニジュールの学校の年度が異なりますので、学校活動等に合わせて適切な時期で契約を区切らなければいけないということから、1期と2期に分けさせていただいております。具体的には9月から学校年度がニジュールの場合は始まるのですけれども、どうしても学期の前後で活動状況の区切ることのできる時期を捉えて、契約時期を分けています。

2点目の2004年から過去の経緯ですけれども、コンサルタント等契約でこのプロジェクトを実施したのは本契約の1つ前のフェーズからです。その前に2つほどフェーズがございまして、そこは直営の専門家、コンサルタントではなくてJICAが直営で専門家を派遣する形でプロジェクトを運営していました。1つ前、2017年から2021年までの間に実施していました案件については、アスカ・ワールド・コンサルタントにやっていたという経緯がございまして、2004年からそのアスカ・ワールド・コンサルタントで総括として関わっていた方が直営専門家としても関わっていただいた方で、ノウハウが蓄積されているのも事実としてはございます。

3点目の再委託の件になりますけれども、こちらはおっしゃるとおり高額な委託費になりますので、しっかりと現地のローカルコンサルタントの委託ガイドラインに則って複数社で企画競争を行いまして、そこで複数社から提案内容と金額を提示いただいて選定をしています。

**委員 :**

分かりました。再委託の契約に関しては随意契約ではなく競争で選定されたということですね。

**JICA :**

はい。

**委員：**

分かりました。契約期間について、学校年度の違いという説明がありましたが、それが4年間ぐらいある協力期間を1期・2期に分ける理由になるのかなと思ったのですが。

**JICA：**

4年ある協力期間を2年ごとの1期・2期に分けた理由につきましては、最初の1～2年契約の進捗を踏まえ継続契約という形で第2期契約をするのですが、その過程でプロジェクトとして目指すべき方向性ですとか活動内容が一部修正され得る可能性もあるということもございまして、2期で区切って契約を結んでいます。

**委員：**

1期の成果を受けてまた2期になってプラスアルファでいろいろなことができるから分けたほうが結果的には成果は上がるだろうという認識だということですよ。

**JICA：**

そうですね。最終成果は変わらないですけれども、その過程で変わるマイナーチェンジはあり得るのではないかとというようなところも含めて計画しておりました。

**委員：**

分かりました。

資料の特記事項にテロ・誘拐事件が多発しているとあり、こういうところで教育水準を上げる、女性の地位の向上、ということをも目的・趣旨とした案件を実施するのは費用対効果から言って難しいのかなと思いつながりながら読ませていただきました。

大体状況は把握できました。

**委員：**

よろしいですか。

あと1点なのですが、特記仕様書で実施する地域が3カ所ぐらい書かれているのですが、今回ご説明にあるようにニアメ市内に限定するといったことで決裁された金額と実際に契約した金額との間で差額が生じる、といったことはあるのでしょうか。

**JICA：**

そうですね、ニアメにしか本邦コンサルタント団員は行けないのですが、地方の対象地域についてはローカルのコンサルタントの方にモニタリングも含めて委託します。そ

の過程で活動の進捗によって、あるいは治安の影響もあると思うのですが、当初想定していた計画とは異なる形、安全を確保する形で実施することになり、金額等を変えて委託内容を変えることも正直ございますが、その場合にはアmendメントという形でローカルコンサルタントとの契約も変更して実施をしているという状況でございます。

**委員：**

実施決裁書の金額と実際の契約金額は違うのですが、要するに決裁のされた枠の中でそういったアmendメントをされているということですか。

**JICA：**

そういうことですね。あくまで実施計画額が上限になります。実施計画額を増額せざるを得ない場合には増額することをしっかりと吟味してまた新たに決裁を取って実施することはありますけれども、基本的には実施計画額の中でどう変更できるかということで対応させていただいています。

**委員：**

危険な地域での活動が結構多くて、それに伴うコストの増大があるということですが、実際にどういったことがアmendメントなりで増額になったのかといったことが後で見ることが出来るものなのですか。

**JICA：**

契約内容は再確認し、現地の状況に応じて変更することがあります。具体的には研修の回数を減らしましょうとか、本来であれば遠くから来ていただく関係者も含めて研修をやるのがいいですが、危険なところを渡航するリスクがある場合にはリスクを回避し縮小してやるとか、研修の規模を変えたりもしています。そういったことを一定の範囲内の減額の場合であればアmendメントせずにやっているケースもありますけれども、もし増額ということであればコンサルタントがしっかりと契約のアmendメントの書類を持っていますので確認することが可能です。

**委員：**

ほかの委員の方、何かございますか。よろしいですか。

では次の案件に進みたいと思います。2番目は経済開発部から、「ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト業務実施契約（単独型）」ということでよろしくお願いたします。

## 1-2 ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト（イネ育種） 業務実施契約（単独型）

## JICA :

アフリカのザンビアにおける稲作振興プロジェクトですけれども、背景としましては、わが国がアフリカ開発会議・TICAD で表明している米の倍増の増産計画の提唱があり、その方針に従ったプロジェクトとして、米の生産性の向上のための栽培技術の改良ですとか技術の普及、市場のアクセスの改善といったことを目的に事業を行っているものです。

契約はこのプロジェクトの中において稲の育種のためのマニュアルの改定などを行う短期の専門家を備上するための契約です。この短期専門家はザンビアの農業研究機構・ZARI に対して生産のマニュアルの改訂、もともと 2020 年に 1 度つくっておりますがこれを改訂すること、それから種子の生産の体制の強化案を策定すること、そして技術協力としての指導を行うということを目的にしております。

一者応札となった背景ですが、2020 年に稲の短期専門家を派遣しマニュアルを策定してそれに基づいて種子の生産を開始しておったのですが、その状況・進捗を踏まえてマニュアルを改訂する必要性が発生したということで、結果的に 2020 年度に派遣された専門家がこの契約を応札したということで、業務の継続性が 1 つの特殊性になっていました。加えて種子の生産に関する認証制度などの専門的な知見といったものが求められるという背景もございました。

契約相手方の JAICAF の専門家は、40 年以上にわたって卓越した技術に基づいて途上国経験をお持ちの方です。

特記事項ですけれども、当初 2021 年 5 月の渡航を予定したものの、当時新型コロナの影響が拡大しておりましたので具体的な派遣時期がはっきり確定できなかったということで、契約期間を少し長く取っていました。用務自体は 1 人月なのですけれども、契約期間としては半年ぐらいの契約ということで、1 日当たりの報酬単価が非常に低くなりました。

競争性を確保するという観点から、プレ公示において広く声掛けをすること、それから成果品の先行するプロジェクトの配布資料は共有することなどを行ってまいりましたが、そういった努力を続け競争性を確保していきたいと思っています。

## 委員 :

委員の方、いかがでしょうか。

## 委員 :

契約金額が低過ぎるがゆえに一者応札になったかなという懸念があったものですから選定させていただいたのですが、今ご説明いただきましたように、契約期間は長いだけでも人月としては 1 カ月ちょっとということで理解いたしました。むしろ一者応札になった要因としては業務内容の専門性と継続性ということも理解いたしました。

その上でのお尋ねなのですが、この契約相手方の概要を拝見しますと、これだけの知見を有している方はそんなにいらっしゃらないのではないかと思います。業務の継続性と

いう点を排除して考えた場合に、今回の契約相手方以外に同種業務に対応できる方については、もちろん JICA のほうで全てを把握なさっておられるわけではないにしても、ある程度当たりがついているということでしょうか。

**JICA :**

おっしゃるとおり非常に専門性の高い方でしたので、実際マニュアルを最初に策定するときにも公示をしたものの結果的には同じ方が 1 人だけ応札されたという背景がございましたので、そういう意味においては非常に限られているというところではございました。全くゼロではないとは理解しております。

**委員 :**

細かい話になるのですが、この先行業務の成果品を開示する際、例えばこういうマニュアルが策定されました、これがそのマニュアルです、策定に当たってはこういう過程を経ていきますとか、配布資料としてはどこまで開示されるものなののでしょうか。

**JICA :**

応札の希望をいただいた方に対しては、成果品全てを開示しております。

**委員 :**

例えばマニュアルであれば、その成果品の開示を受ければ、先行業務としてどういうことを行ってきて、これを改訂する場合どういうコンセプトで改訂すればいいのかということが具体的にイメージできるのでしょうか。そこは相手の能力次第でしょうか。

**JICA :**

マニュアルですので、先方政府の技術者にも分かりやすく書く必要があります。そういう意味では、マニュアル自体の意味をつくった本人でなくても理解でき、それをどう変えていくのかというところは、指示書に従って本人たちが・応札者もイメージできるという形になっております。

**委員 :**

そうしますと、この契約相手方の概要にあるような資質を満たす方が現れるかどうか、そういう話になってしまうわけですね。理解いたしました。

**委員 :**

ほかの委員の方、何かございますか。

これはやはり属人的なところもあるわけなのですね。期間というよりもこの方がそうい

ったノウハウなりを持っていらっしゃるということですね。あまりにも属人的ですと継続性が課題になり、今後のこともありますので、引き続き競争性確保の努力をしていただきたいと思っております。

**JICA :**

はい、承知しました。

**委員 :**

以上です、よろしく申し上げます。

では次の案件に行きたいと思えます。次は南アジア部の「スリランカ国 NCDs 予防・治療分野に係る情報収集・確認調査業務実施契約」です。説明をお願いいたします。

### 1-3 スリランカ国 NCDs 予防・治療分野に係る情報収集・確認調査 業務実施契約

**JICA :**

契約相手方は監査法人のトーマツで、本案件選定理由として監査法人によるコンサルティングということで選定いただいたと聞いております。

トーマツ監査法人は基礎情報収集調査「全世界保健医療分野における COVID-19 を受けた途上国における民間技術活用可能に係る情報収集調査」を実施していたという経緯がございます。

案件の概要、一者応札となった理由などについては、担当課長からご説明申し上げます。

**JICA :**

本案件は 1 度 3 月にプレ公示を開始しましたが、本公示の段階で応札がなく再公示を経て契約に至っております。

業務内容につきましては、非感染症に対する対策能力の強化ということでの今後の JICA の支援方針のニーズを確認するというのが主たる業務内容になっております。一者応札になりましたのは、まずは 1 度応札がなかったということを踏まえて再公示をして手を上げてくださったのが 1 社であったということです。この当時、コロナウイルスが蔓延しておりまして、関連業務が多く発注されており、業界の当該に知見を持っているリソースの限界とも競合したということも一者応札の理由と考えております。

他方で人材配置などは柔軟に行えるような工夫を企画競争説明書の中で施しました。さらに競争性を向上させるために、プレ公示の期間をより長く取るということ、それから事前に業務内容について応札しやすいもの、あるいはこれまでとはまた違うアプローチがないかどうかというところの、事前の情報収集などを十分に行うということも考えたいと思っております。また、1 カ国だけではなくて類似の案件がある場合には組み合わせるな



ど、関係の他部とも協力するという事も検討してまいります。

**委員：**

監査法人がこういった業務を引き受けるといったことで、これは海外の監査法人のネットワークを使って仕事をするのかと思ったのですが、資料を拝見してそういうわけではなくてあくまでも日本にいるコンサルタントが現地に赴いてといったことだと理解しました。ご説明に合ったような世界各国で類似のような案件があった場合に、海外のネットワークを持った契約相手先を選ぶといった形が有効なのでしょうか。

**JICA：**

本件における受注企業でありますトーマツは開発分野のコンサルティングサービスを通常行っていますので、ほかの開発コンサルティングサービスを専門にされている会社と同様と認識しております。

複数の国や地域を類似の調査を行う案件、地域的あるいは国別の比較等を行うときには、拠点が複数カ国に持っているというところはコンサルタントの評価選定のところで加点要素になります。

**委員：**

業務内容につきましては資料を拝見しまして大体分かりましたので、これで結構だと思います。

ほかの委員の方、何かございますか。特になければ先に進みたいと思います。

では4番目の案件に進みます。

**1-4 モルディブ国マレ首都圏気象災害情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式）） 業務実施契約**

**JICA：**

本件はモルディブの首都機能がございすマレ島と、その隣に実質的な経済圏を構成しておりますフルマレ島、こちらを調査対象としています。地球温暖化による海面上昇その他高波・高潮などの自然災害の激甚化に直面しておりますので、これにどのような対策ができるか、JICAの将来的な支援方策を見出すための調査でございます。

一者応札になりましたのは、当初複数の応札があるだろうと思っていた会社が共同企業体を形成されたというため、実は私どもとしても想定外でございました。

今回ご質問を事前にいただいておりました単価の高さについては、契約金額を履行期間で除して得られる数字が、他案件と比較して大きく表れたと理解をしておりますが、業務内容に照らして配置しました人員・業務量は標準的な金額に相当しており、単価・価格として

は本案件が特別高価格であったということではございません。

競争性確保については、プレ公示期間を長く確保して各応札者の人員の確保の準備期間を長期化するというのと、本件については防災、特に護岸というところですので非常に専門的な知見を有するところがございますので、場合によっては地域的な縛りというところを少し緩やかにする、そういうことも今後検討していくことが必要だろうと振り返っております。

**JICA :**

補足なのですがけれどもこれは 4 カ月間という短い契約期間のうちに調査を終えるものでございます。金額が大きいというご指摘をいただいておりますけれども、業務量・単価で考えますと、ほかの調査と比較しても標準的なものです。

**委員 :**

では委員の方、お願いできますか。

**委員 :**

これは総合評価の一般競争ということは予定価格があったと思うのですが、その予定価格は幾らだったのですか。これに対して落札率がどのくらいだったのでしょうか。

**JICA :**

手元に今はないので、調達・派遣業務部（事務局）で記録を確認してもらいます。

**委員 :**

共同企業体で落札したということなのですが、共同企業体については何かルールを決めていないのですか。こういった業務の場合、日本国内だと設計 JV とかありますけれども、役割分担を明確にするというのは非常に重要だと思うのですが、単なる受注配分みたいにならないように、そういう何かルールは決めているのですか。どういう制限、状態だと認めるとか認めないとか決めているのでしょうか。

**JICA :**

本件については、調達・派遣業務部のほうからお答えします。

共同企業体一者応札については昨年度の契約監視委員会でもアジェンダに上げてご相談をしました。JICA は、共同企業体の数の制限を基本的にはしておりません。ですからこの総合評価落札方式のような、価格要素が入る入札については、委員がおっしゃるように、単体企業で応募し、競争で入札価格を下げるより、共同企業体を組むといった戦略を業界として取る傾向にあるというのも前回ご説明をしたとおりです。

**委員：**

工事と違ってこういったコンサルティング業務の場合は、誰が管理技術者でどこの会社が、どこの部分が責任持つというのはとても大事ですよね。それがあいまいになるのは非常によくなくて、国内ではそれを明確にするようにしていると思うのですが、JICAではどうなっていますか。

**JICA：**

そこについてはプロポーザルの中で共同企業体代表者はどこの社で、代表者企業と一緒に共同企業体を組む社に関し、それぞれの業務従事者の役割というのを明確にもらい、その点を評価の対象にしております。

**委員：**

そこが不明確であれば減点になるのでしょうか。

**JICA：**

はい、評価点は下がります。

**委員：**

ただその場合、1社の場合だと選択肢がなくなるという問題が出てくるわけですよね。

**JICA：**

おっしゃるとおりでございます。

**委員：**

その場合、これは単なる受注配分ではないかと疑われるような、役割も明確ではない場合はどうなるのでしょうか。

**JICA：**

その場合は、技術評価で減点することになります。

**委員：**

この場合、1社しかいない場合でも失格にできるのですか。

**JICA：**

技術評価が合格点に達成しないという場合は失格になります。

**委員：**

はい、分かりました。

**委員：**

はい。ほかの委員の方、いかがでしょう。

では次の案件に進みます。5番目の案件、評価部からお願いいたします。「全世界 2021 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-4（チュニジア、モザンビーク）（QCBS）業務実施契約」ということです。よろしくお願いいたします。

#### **1-5 評価部 全世界 2021 年度案件別外部事後評価：パッケージⅡ-4（チュニジア、モザンビーク）（QCBS）業務実施契約**

**JICA：**

事後評価はパッケージとして例えば 2021 年度であれば 21 パッケージを公示にかけておりました、この案件はその 1 つということですが、一者応札のサンプルとして挙げていただいたということですので、全体を含めてご説明させていただきたいと思います。

**JICA：**

2021 年度の外部事後評価全体についてご説明をさせていただきます。

JICA では説明責任と学びの観点から技術協力・無償資金協力・有償資金協力事業の事後評価を実施しております。基本的には事業費約 10 億円以上の案件全てを外部事後評価という形で、第三者である評価コンサルタントに発注をかけて評価業務を実施しています。およそ年間 100 件程度の案件を大体 1 パッケージを 3 から 6 件ぐらいに分けて分割発注しています。業務内容としましては DAC 評価 6 項目に基づいて評価を行うもので、セクターの経験よりは評価のエクスパティが求められる業務となります。

一者応札となりました要因なのですが、外部事後評価は利益相反の観点から、案件形成・案件管理に従事したコンサルタントは参加できないことになっております。従いまして応札できるコンサルタントがかなり限定されているというところと、受注企業の規模も非常に小さいといったところが特徴になっております。また毎年対象プロジェクトが変わるため、パッケージングに非常に工夫が必要になっております。ここ数年の傾向ですとパッケージを年 4 回に分けて公示をしているのですが、前半の第 1 パッケージ・第 2 パッケージの案件というのは非常に競争性が高いのですが、後半になるほど競争性が低くなるという傾向が見えております。一概には言えないのですが、後半になるほど治安の悪い国あるいは語学要件のある国での応札が少なくなっている傾向にあります。ちなみに 2021 年度は全パッケージ延べ応札者数三十七社、大体平均応札者数 1.8 社ですが、2019・2020・2022 年度は大

体平均 2.0 社を超えています。ただし、一者応札は毎年発生しておりますので応募のばらつきがあるといったところが特徴になっております。

一者応札を防ぐ対応になりますが、応募勧奨の観点から 5 月以降 4 回に分けて公示をしていくのですが、4 月にその年度 4 回分の公示日程をプレ公示という形で開示しています。同時に関心のある評価コンサルタント向けの説明も実施しています。また、意見交換の場も非常に密に取らせていただいて、パッケージについてもコンサルタントの意見を聞きながら工夫をしているというところでございます。

**委員：**

では委員の方、お願いできますか。

**委員：**

事前に調達・派遣業務部を通じてこちらの理解も共有させていただきましたが、この年度については 21 パッケージのうち 11 パッケージが一者応札になったと理解しています。それで国とか、総合評価なのか QCBS なのかとか、何が一者応札になる要因なのか、どのような傾向があるのかというのを自分なりに理解しようと思ったのですがなかなか分かりませんでした。今のご説明によると、パッケージングがどの国のどの案件で組まれているのかというのが非常に重要だと思いました。協力事業そのものに参加していたコンサルタントはこの評価には当然参加できないということになると、よりどうパッケージングするか、この国のこの案件とこの国のこの案件という、1 パッケージに 3 から 6 件組ませるところがすごく難しいと思います。コンサルタントさんの意見も聞いているということだったのですが具体的にどのように組み合わせをつくっているのでしょうか。

**JICA：**

基本的に今まではどの調査も現地調査を主に考えておりましたので、現地調査の組み立ての容易さから、対象国で分ける、近い国で分けていくといったところが多くございました。ただ最近行った受注業者との意見交換の際に、あるコンサルタントからはセクターが強いコンサルタントもいらっしゃるという話がありましたので、2023 年度のこれから始まる公示についてはセクター分けというのも少し試してみようとしています。

**委員：**

分かりました。結構、応札されているコンサルタント、あるいは大学などいろいろいらっしゃるということは分かったので、ぜひ競争性が発現しやすいように引き続きパッケージングの工夫をしていただきたいと思います。

**委員：**

ほかの委員の方からいかがでしょうか。特になければこれで結構でございます。

次の案件、6 番目です。民間連携事業部ですね。「全世界行政・金融・通信サービスのデジタル化に伴う途上国ニーズと民間技術マッチングに係る情報収集・確認調査業務実施契約」の説明、よろしく願いいたします。

## 1-6 全世界行政・金融・通信サービスのデジタル化に伴う途上国ニーズと民間技術マッチングに係る情報収集・確認調査業務実施契約

### JICA :

本契約の内容ですけれども、2つの調査フェーズに分かれておりまして、フェーズ1は複数の調査対象国においてその国の社会全般のデジタルトランスフォーメーションを進める上で、通信・金融ならびに行政の各分野における開発ニーズを特定し、これに対応するために必要となる技術やサービスについて情報を収集し分析するものとなっております。次のフェーズ2はフェーズ1で集めた情報について公開のセミナーを開催して、広く日本企業を対象に情報発信を行いまして、本調査で特定したニーズに対応する本邦企業の製品や技術、ソリューションといったものの募集を行います。この募集に応じていただいた提案の中から製品や技術の審査を行いまして、約10、最終的には7になりましたけれども、日本企業の製品や技術を選定します。選定後、この選定された提案企業と合同で現地のニーズをさらに深掘りし、課題解決にかかる仮説を立て、それを検証、提案企業のビジネス展開にかかる提言を取りまとめて報告するというのが本契約の契約内容となっております。対象国はアジア5カ国、中南米2カ国、アフリカ・中東地域1カ国の計8カ国を想定しておりました。

この調査の調達におきましてはトーマツの一者応札となりました。その要因としては、担当部としては以下の要因があったものと考えております。まず本調査では現地渡航を想定しておりましたが、当時の状況で、コロナの感染の状況によっては現地渡航を遠隔調査に切り替える可能性があったということで、いずれの場合でも対応可能な体制を有する必要があったということ。またこの本件の対象分野が行政・金融・通信サービスのデジタル化という、経験のあるコンサルタントが比較的少ないと思われる分野と考えられたこと。あとはコロナによる渡航制限が課されている中で、当時コンサルタント企業自身も渡航制限をかけていたといった可能性があるのではないかと考えております。当時の公示においてはトーマツ以外にも複数社にヒアリングを実施し、多数の応募が見込まれるよう調査内容を検討したのですけれども、結果的に応募があったのはトーマツ1社であったという経緯がございます。

今後競争性を高めるための工夫ですけれども、公示前に意見招請を行い公示内容に反映させる、あるいはより早期にプレ公示を実施して各社の事前準備を促進する、あるいは民間連携事業部で発行しているウェブページですとかメールマガジンで公示情報を発信し民連

分野に高い関心を持っている企業に訴えていくということを考えております。

なお本契約について、契約金額を業務日数で割ると 1 日当たりの契約金額が大きいのではないかというご指摘をいただいております。この点につきましては支援分野が行政・金融・通信と幅広い分野であったこと、あと支援対象国の 8 カ国で同時に行うことが多くなっていたことがあります。また、私どもで行っている中小・SDGs ビジネス支援事業の制度改編の前に本調査を終わらせたい、本調査の結果を反映させたいという意向があったものですから、契約が 2021 年度中に終わるよう期間を比較的短期にしたため、結果的に 1 日当たりの契約金額が大きくなったものでございます。

**委員：**

では委員の方、お願いできますか。

**委員：**

この一者応募となった理由についてなんですけれども、一者応募になった後 JICA 側で応募の可能性があると思っておられた方たちに対するヒアリングを行い、応募しなかった理由を確認なさいましたか。

**JICA：**

はい、一者応募の分析の報告をしております、その際にいただいた辞退の理由としましては、自社で業務主任者が確保できなかったですとか、あるいは自社単独での実施が困難で共同企業体の結成や補強相手が確保できなかったと、あるいは同時期に他の類似案件に応募もしくはその予定があったというような回答をいただいております。

**委員：**

そうしますと、当該案件の実施時期などに照らして、今回たまたま無理でしたという回答が多かったと理解すればよろしいですか。

**JICA：**

はい、私どもとしてはそのように考えております。今回は同時期に異なる分野で同じような内容の調査をかけておりました。そちらのほうには 2 者から 3 者応募があったので、たまたま時期的なものも大きかったのではないかと考えております。

**委員：**

そういうことでしたら私としては理解できましたので、資料にも記載のあるような競争性を向上させるための措置、プレ公示を早めにするとかにご尽力いただければと思います。

**委員：**

他の委員お願いできますか。

**委員：**

今のご説明を伺って、類似の調査を同時期にやるのがいいのかどうかというのも悩ましく、いろいろ工夫をされているのだらうと思いました。そうなるとやはりプレ公示ですとか、実際の業務期間が短くてもなるべく事前準備をしておいていただけるような配慮が必要だと思いましたので、よろしくお願いします。

**委員：**

他の委員の方、いかがですか。はい、特になければ本件はこれで以上といたします。

次 7 番目の案件ですが社会基盤部からお願いいたします。「アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通の改善に係る情報収集・確認調査 業務実施契約」です。

#### **1-7 アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通の改善に係る情報収集・確認調査 業務実施契約**

**JICA：**

最初に概要説明をさせていただきます。案件の契約金額は 1 億 1,606 万円、契約期間が 2021 年 9 月末日から 2022 年の 2 月末日までの約 5 カ月です。主な業務内容としましてはアフリカ各国における在来鉄道を対象とした鉄道の現状及び課題、無償資金協力及び技術協力等による開発施策の提案となっております。対象都市はダルエスサラーム、ナイロビ、キンシャサ、マプトに加えて 1 都市をコンサルタント側から提案していただくということで、最終的にはザンビアのルサカになりました。想定されるアウトプットは、在来鉄道の輸送力増強に資する施策、それから各国の持続可能な鉄道の体制構築に資する施策、鉄道駅及び駅周辺の改善に資する施策、それから日本からの中古車輛の海外展開に関する課題と対応の整理、本邦企業の参画に関する課題と対応といった内容にしております。

一者応札となった理由等は、アフリカ地域において鉄道改良の調査案件を実施した事例というのは少なく、経験を有する会社が限られていたといったことになろうかと思えます。今回その中でも有力な 3 社が共同企業体を組成したことで一者応札になったと分析しております。

競争性を向上させるために講じた措置としては、アフリカの鉄道事情に詳しい鉄道コンサルタントは多数存在しないことが想定されていたため、主要コンサルタント会社、日本コンサルタント、日本工営、オリエンタルコンサルタンツグローバルにヒアリングを実施しまして、多数の応募が見込まれるように調査内容を検討させていただきました。結果的には、その 3 社が JV を組んでしまいました。競争性を向上させるために今後講ずる措置として



は、リソースのさらなる発掘に努めるといったことに尽きるかと思っています。海外も含めてということになってくる可能性がございます。

1日当たりの契約金額が高額になった理由は次の通りです。対象国がアフリカ5カ国をまとめて調査したということ、アフリカであるため渡航費用がアジアの航空賃と比較して高額であるということ、案件開始時はかなり優先度が高い調査になっておりまして緊急的に、通常の調査期間の1年とか2年とかということではなくて5カ月の短期集中で調査結果を得る必要があったということで、国ごとに担当者を分割して同時並行で作業を進めることを想定したといったこととなります。

**委員：**

では委員の方、お願いいたします。

**委員：**

これは企画競争で、業務の規模というか金額規模はオープンにして技術競争をしてもらったという理解でいいのですか。

契約金額の規模は明らかにしたのでしょうか。

**JICA：**

金額規模が何億円・何千万円というのではなく、業務量として5カ国にこれぐらいの期間は最低限行って情報を集約してほしいということで、業務人月の想定し、それを提示させていただきました。

JICAのコンサルタント等契約の積算基準については公表していますので、業務人月を提示することにより、格付は明示しなくても、おおよそこれぐらいの規模で、プラス航空運賃と、ある程度は想定できると考えています。

**委員：**

金額と技術の中身が提案されて、妥当であれば契約するということなのですね。

**JICA：**

はい、そうです。

**委員：**

これも先ほどの総合評価案件と同様に、共同企業体を結成したから競争が成り立たなくなった感じもするのですが、しっかり役割分担を明確にして、複数社がやったことによっていい仕事できたということなのか、何か役割分担が不明確になっていい仕事にならなかったのかとか、そういう評価は、業務終了時の評価になるかもしれませんが行っているの

ですか。それでもしこのような共同企業体結成があまりに常態化し、結果もよくないということがあるならば、将来的には共同企業体結成について見直すことを検討する必要があるのではないかという気もしています。

**委員：**

他の委員の方、お願いいたします。

**委員：**

競争性を高めるために今後講ずる措置としてリソースのさらなる発掘についてお書きくださっているのですが、どうやったら発掘できるのかというイメージがわからないものですから、具体的にこういうことを考えているということがあれば教えていただけますでしょうか。

**JICA：**

有力な社はここに挙げさせていただいた社なのですが、補強で入っていらっしゃる社や鉄道会社、例えば JICA には東京メトロ、大阪メトロから出向していただいたり、あるいは阪急電鉄とはフィリピンと一緒に出張していただいたりとか、そういった社も含めてもう少し JICA の発注する鉄道事業を受注する層を広げていく、国際的な活動にも手を広げていってもらえる可能性を追求していくことを考えていければと思っております。

**委員：**

出向というのは鉄道会社からコンサルタント会社への出向という意味でございませうか。

**JICA：**

違います。JICA に出向していただき海外業務の経験を積んでいただくという意味でございませう。鉄道会社はドメスティックな部分がございますので、海外に慣れていただくということで JICA への出向の機会を、というように申し上げさせていただきました。

**委員：**

なるほど。競争性を高めるためにできる努力はしていただいたほうがよろしいと思うのですけれども、鉄道会社が JICA に出向なさってくださいとしたとしても、それでコンサルタント業務に精通するかというと、更なるハードルがあり、競争性を高めていくのはなかなか大変かと思えます。この分野に関しては有力 3 社が決まっているようですので、ご苦労が多いかと思えますけれども引き続きご尽力いただければと思えます。

**委員：**

ほかの委員の方、ご意見等がありますか。では本件は以上といたします。

引き続きまして社会基盤部「ルワンダ国キガリ市におけるインフラ整備・都市サービス向上に寄与する大縮尺地形図作成・都市交通改善プロジェクト実施契約」ということで説明をお願いいたします。

## 1-8 ルワンダ国キガリ市におけるインフラ整備・都市サービス向上に寄与する大縮尺地形図作成・都市交通改善プロジェクト

### JICA :

本業務はルワンダ国の首都キガリにおいて大縮尺のデジタル地形図及びオルソフォトの整備、それから関係機関のデジタル地形図作成にかかる能力強化を行うとともに、大縮尺のデジタル地形図及び同地形図を基盤とした GIS ベースの道路台帳を整備することによって将来的な同地域の都市計画、インフラ整備・維持管理に寄与することを目的とする案件でございます。要すればこの地形図作成によってあらゆる経済活動開発のベースになる地形図情報を提供するということとなります。この目的を達成するために非常に多岐にわたる成果が設定されております。まずキガリ市全体及びその周辺におけるデジタル航空写真とデジタルオルソフォトについて、デジタルオルソフォトのご説明ですけれども、航空カメラで撮影された空中写真の水平・垂直の方向の生じる位置のずれをなくして補正され、正しく位置・配置、それから画像が反映されたものでデジタル地形図を作成する上で発生する中間成果物になります。2番目が1千分の1及び2,500分の1縮尺のデジタル地形図です。1千分の1は日本では例えば道路の設計等に利用される縮尺の地形図で、2,500分の1の縮尺に関しては日本では都市計画や道路という概略設計、ルートの比較とか最適路線、そういったものに使われる地形図です。1万分の1、より大まかな都市計画や土地利用を把握するためのもの、それから3D都市モデル、さらにはGISベースの道路施設管理システム及びそのマニュアル、さらには地形図利活用促進基本計画といった成果が規定されております。

一者応札・応募となった理由、背景、要因等につきましては、航空写真作成、デジタル地形図作成等の業務は、航空会社、測量会社の経験・知見が不可欠ということで、こういった会社は国内に10社程度しかないといったことがまずございます。この中でも海外の業務ができるのは5社程度、そのうちの3社が共同企業体を結成して応募してきたということでございます。

競争性を向上させるために講じた措置としては、プレ公示以外には特段のことはしておりません。

競争性を向上させるために今後講ずる措置としましては、このように業務量が多い案件に関しましては、発注のタイミング調整等によって案件の平準化を図るとか、1つのプロジェクトで過大な業務にならないよう案件の適性化を図るとかといったことがあるかと考えています。案件の規模が大きい、金額が大きいということに関しましては、多岐にわたる

成果が大きな理由ですけれども、地形図作成においては国内の積算に準拠して積算してございます。過去の実績等と比較しても、平方キロメートル単価で換算すると大きな差異はないということを確認しております。

**委員：**

委員の方、お願いいたします。

**委員：**

航空測量会社の経験・知見があるのが国内に数社しかないにもかかわらず、メインのところは3社、最終的には4社が共同企業体を結成することにより、本来は競争してほしいところが1者になって、競争が成り立たなくなっているのは望ましくないのではないのかと思います。本当は競争してもらいたい社がタッグを組んで1つの共同企業体になって一者応札となり競争がなされない、かつ、ノウハウは全部これらの社が持っている場合、結果的には、先方の言うがまま契約をせざるを得なくてという状況に陥っているのかと思っております。企画競争と言いつつも随意契約と何も変わらないように思われ、それに対してどういう形で適切に実施しているとJICAとして主張されるのか、今の説明では少し弱いように思っています。

ルール上は談合をやっているわけではなく共同で入札するという形を取っているので、入札者のほうが競争しなくていいような形に持っていかれているのかもしれないと思えました。その意味では根本的に何か対策を考えるべきなのではないのかと思いました。

**JICA：**

ご指摘を踏まえて対応を考えたいと思います。

本業務は通常の業務よりも成果が非常に大きいものでございましたので、1社だけではなかなか厳しい部分もあるというところと、道路台帳の整備とかそのマニュアル作成などは航空・航測会社ではなくて建設コンサルタントのノウハウも必要というところで、JVとなったかと思うのですけれども、ご指摘の点を踏まえて検討していきたいと思っております。

**JICA：**

特に分野によって、JVを組まれて競争性が落ちているのではないかというところについては、JVの制限等も考えさせていただきたいと思います。

**委員：**

なかなか難しい問題とは思いますが、JVにより確かに競争性が阻害されてしまうことがあったり、それによって応札者が価格を下げないといった仕組みづくりをされてしまう懸念がありますので、そのようなことがないように、問題の検証をされるなどして、もう少し

対応を検討いただければと思います。

**JICA :**

2021年9月に、その当時も、共同企業体の一者応札率が高まっているという認識があったので、それを改善するために、発注者としてどういった方策が有効かという問題意識に基づき、契約監視委員会のアジェンダとして皆様にご相談をしました。その時に、JICA から提案した改善策として、まず発注量の平準化を行うという点です。次に、共同企業体を構成する理由として、価格競争をするよりも利益の分担という話もありますので、入札金額に対し、適切な価格点を付けていくということ、これは、評価における価格点の算出方法及び割合について評価制度を検討していくということを提案しました。三点目は、新規参入をより促すために、これまでの実績を重視する評価配分から、第2章の業務実施に係る提案の評価配点を増やすといった改善案を提示しました。また、最近では、業務の内容が高度化して、求められる専門性を全てカバーする者が少ないといった実態がコンサルタント側にもありますので、業務従事者を今まで以上に有効活用し、例えばダブルアサインできるようなランサム契約を増やすことによってより柔軟な業務体制を構築するといった提案を挙げました。これらのJICAの提案については、その後、検討の結果、導入したもの、検討を継続しているものがあります。

**委員 :**

実際にいろいろともう検討を進められているということで、引き続きお願いしたいと思っております。

では、社会基盤部「ニカラグア国土土地利用規制改定能力強化アドバイザー業務」のご説明をお願いいたします。

**1-9 ニカラグア国土土地利用規制改訂能力強化アドバイザー業務（土地利用制度・運用）業務実施契約（単独型）**

**JICA :**

本業務は、個別専門家スキームの業務として株式会社国際開発センターとの間におよそ5,300万円の金額にて、期間としましては約3年間で契約を締結しております。本案件はニカラグアの首都マナグア市に対して土地利用規制にかかる条例及び制度の改訂やその運用能力強化について技術的指導・助言を行うものとなっております。

この業務が一者応募となった理由としましては、この土地利用規制の分野の協力事業は公示件数として数年に1回程度の頻度であるということ、この分野を専門としていて、かつ、海外経験を有する受注候補者が限定的であるということが挙げられます。また本案件に限る話ではないかと存じますが、公示時は、新型コロナウイルス感染症の流行によっ

て応募案件を限定していたコンサルタントさんも多くいらっしやったというところも要因として挙げられます。応募した国際開発センターは、本案件の前段となりますマナグア市の都市開発マスタープランのプロジェクトにおいて、JV を構成する 1 社として参画した実績を有しております。

次に当時競争性を向上させるために講じた措置については、大きく 4 点ございます。1 点目は業務の分割発注でございます。本個別専門家の業務を 2 件の契約によって構成しております。今回の業務はそのうちの 1 件となります。業務を分担に分けて分割発注することで、応募可能なコンサルタントが限定されるということのを避ける狙いがございました。2 点目は、競争参加資格とプロポーザルの評価項目の調整を行っております。本業務はスペイン語圏での業務ですが、語学については英語のみを条件としまして、過去の実績についても地域を限定せずに専門性部分のみといたしました。3 点目は業務内容の詳細の提示です。7 回の現地業務を予定しておりましたけれども、具体的な活動時期を提示することで競争参加者が業務計画の見通しを立てられるようにいたしました。4 点目は現地活動にかかる現地傭人の配置を認めたといったところでございます。

今後競争性を向上するために、類似業務の発注件数については確認を行った上で多数の応募が見込めない場合は、受注者が円滑に業務を行えるような環境の提供に配慮するといったことと、今回同様プロポーザルの評価項目につきましては語学要件の緩和などの検討を行うといったところが挙げられます。またプレ公示をより早期に行いまして、実施予定時期の情報をより早く開示するといったことも措置としてできることと挙げさせていただきました。

特記事項について、契約金額の大きさについてのご指摘につきまして、本プロジェクトに必要な協力内容を先方政府と確認しましたところ、要請のあった 3 年間で、17.3 人月業務量ということが分かりましたので、このような業務量及び契約金額となっております。

**委員：**

では委員の方、お願いできますか。

**委員：**

応札者が増えるように業務を分割発注をして、2 件の契約としたということですが、1 件がこの株式会社国際開発センターが取って、もう 1 つの案件はまた別のところが応札しているという理解でよろしかったでしょうか。

**JICA：**

もう 1 件の契約につきましても、国際開発センターから応募をいただいております。

**委員：**

分かりました。応札者を増やしたいということで分割したけれども結局同じところが入札していて、そちらのほうも一者応札だったということですか。

**JICA :**

そちらの契約も一者応札でございました。

**委員 :**

分かりました。いろいろ努力はされており、契約金額の内訳も見させていただきましたけれども、特段問題はなかったもので、コロナの影響などがあつたと思われ、今後一者応札にならずに複数応札になる形になればいいなど、理解させていただきました。

**委員 :**

ほかの委員の方、いかがですか。はい。特になければ以上にしたいと思います。

それでは議事 (1) は以上といたしまして議事 (2) に進んでいきます。

まずは、社会基盤部、キルギス国「コンクリート舗装技術」(国別研修)の説明をお願いいたします。

## 議事 (2) 研修委託契約のうち一者応札・応募 (参加意思確認公募を含む) となった契約の点検

### 2-1 キルギス国「コンクリート舗装技術」(国別研修)

**JICA :**

契約の経緯につきましては、最初プレ公示を行わずに公示をしましたが、入札参加者がなく再公示を行いました。その際はプレ公示から行い契約締結まで至っております。業務内容については、コンクリート舗装技術に関する本邦研修の実施及び帰国後研修員のアクションプラン実現支援のためのモニタリング活動となっております。

キルギスの現状についてご説明させていただきますが、キルギスの道路はほとんど全てアスファルトであり、コンクリート舗装は例外的に行われているにすぎません。コンクリート舗装の特徴である耐久性ですとかライフサイクルコストにおける優位性、また輸入材によらない自国製のセメントの活用という観点からコンクリート舗装の導入を摸索しております。過去には鉄筋を使わない転圧コンクリート (RCCP) 紹介を個別専門家の派遣により行っております。今回の3年にわたる研修で、最終的にキルギスにおいて RCCP を含めたコンクリート舗装全般の社会実装が始まることまでを目的にしています。

続いて一者応札・応募となった理由ですが、キルギスを対象にしているためロシア語を使用した業務であるということ、日本国内でも数少ないコンクリート舗装、さらに転圧コンク

リート舗装に関する知識が求められる業務であったということが考えられます。

契約相手方の概要としましては、土木分野全般をはじめ道路分野での海外経験ですとかキルギスのほかの業務、転圧コンクリートの技術協力、個別専門家に関する業務などを行っている社です。

競争性を向上させるために講じた措置ですが、ロシア語圏内ではありますが英語での基本的な意思疎通が可能であればよいという条件としました。また研修を1年ごとに分割した場合効率性が落ちてしまうのではないかとということで、3年1パッケージとして3年間での成果を達成できるような計画としました。

最後に競争性を向上させるために今後講ずる措置ですが、引き続き英語での基本的な意思疎通が可能であることとすとか、ロシア語圏の通訳の備上、翻訳費の計上、英語・語学面の問題を緩和する、あとはプレ公示の前広な実施と考えております。

**委員：**

では委員の方、お願いいたします。

**委員：**

これは一般競争、総合評価落札方式ですけれども、企画競争にしないのはなぜですか。

**JICA：**

海外で技術協力を行うようなコンサルタント等契約は海外での業務ということで、世界銀行とかアジア開発銀行がやっているような企画競争を基本にということなのですが、本件は国内で実施する研修であり、国内で実施する業務は日本国内の公共調達、原則、入札というものの考え方が強いので、可能な範囲で入札にという意識を持っております。

**委員：**

国内研修は、できるだけ総合評価の一般競争、でも全てがそうではないということですか。

**JICA：**

そうですね。企画競争もやっていますが、海外で実施する業務と比較して国内の業務はどちらかというと企画競争が少ないという実績になっています。

**委員：**

分かりました。

この案件の予定価格はどうなっていますか。落札率は高いのですか。

**JICA：**



そちらについては調達・派遣業務部で調べて共有いたします。

**委員：**

はい。

**委員：**

それでは、他の委員、お願いします。

**委員：**

コンクリートの舗装技術というと、日本にもたくさん企業さんもある中、なぜ一者応札なのかと、思っていました。2009年から技術協力を実施していたということなのですから、この株式会社建設技研インターナショナルだけではなくいろいろなところにも関係者がいて、コンサルタント的な会社もあったはずなのに、なぜ一者応札なのか、その背景等を教えていただければと思います。

**JICA：**

コンクリートを扱っている会社は、日本国内にも何社かあるとは思いますが、それらの社がこういった研修業務、ましてや海外の方々への研修業務を行った経験があるというわけではありません。今回入札に参加してくださった建設技研インターナショナルは、コンクリートに限らずいろいろな土木関係の分野でのコンサルティング業務経験があったので、本件についても入札に参加していただいたのではないかと考えています。

**委員：**

2009年からすでに実施されていた事業であり、関係者の方はほかにはいなかったのでしょうか。うちがやってもいいよというような他社はいなかったのですか。

**JICA：**

本件の入札に関係してご連絡をいただいた社はありませんでした。

**委員：**

一応想定されるような社もいらっしやらなかったのですね。

**JICA：**

想定される社も、キルギスというところを考えればいませんでした。

**JICA：**

補足させていただきますと、本研修は日本でのコンクリート舗装について紹介してくださいというところではなく、キルギスで施工するのであれば、気象条件や建設レベル、生産できるセメントレベルなど全部踏まえたうえで、様々な検討を行う、ちなみに日本ではこんなことをやっていて、寒冷地であればこうというところを紹介する業務ですので、日本でコンクリート施工をやっている経験しかない社は手が挙げられなかったかもしれないと考えております。

**委員：**

寒冷地のコンクリートの舗装技術について、研修で最先端の技術を持ち帰るという話を書いてありましたが、最先端のコンクリートの舗装技術を持っている社がそれを研修ですんなり教えてくれるのだろうか、どの程度までのことを業務内容として考えているのかがよく分からないと思いました。寒冷地も日本の中にもあり、そういう事例も説明するという研修内容も書いてあったのですが、どの程度の技術供与をするのか、民間会社では利益を上げることが必要な一方、JICAの業務では援助の視点があり、線引きが難しいと思いました。結果的に1社しか手を挙げないということはそういう部分もあるのかなと思いました。

**JICA：**

コンクリート舗装の技術について最先端技術との印象を与えてしまったかもしれないですけど、どこか特殊な大手の企業が企業の技術として囲い込んでいる技術というよりは、相当程度汎用性のある技術を想定しています。今回最初の1年目の研修で来ていただいますが、技術の紹介というよりも、北海道の研究所や大学など寒冷地でコンクリートを研究しているところを訪問し、どういうやり方ならキルギスの国情に合っているのか、まずはそこから入りましようとしています。今回国際的な業務を実施している建設コンサルタントが受注いただいたのですが、研究機関・大学機関に対して、海外から人が来ているのでこういう議論とこんな意見交換をさせてくださいということを依頼するような業務が広く市場として成り立っていくかという、そこはなかなかそうになっていないと考えています。そのあたりが複数の競争にならなかった、かつ1回目はどこも手が挙げられなかったというところの背景と考えております。

**委員：**

結局その業務を担えるような相手先が現状ではあまりないということで、それに対して今後それに対する対応、それを引き続きお願いするということがよろしいですね。

**JICA：**

技術的に相手先があまりありませんというところまで言い切れるものではなく、ぜひやってくださいといえればできるところはもう少しあると思うのですが、この業務を実施して

経験を積んだらその後大きな仕事に結びつくかという点、必ずしもそうではないので競争になりにくいのかと思っています。例えばもっと幅広い分野、例えば都市開発などで途上国のハイレベルの方々が研修にくるという場合は将来的なネットワークができるわけですので、そのような研修はもう少し競争性が高いと認識しております。研修の技術の分野をぐっとしぼめてしまうと少し魅力が下がってしまうかと思えます。

**委員：**

マッチングの話になってくるので、海外対象の研修も含めて引き受け手があるということであれば、そういった社に対して応札していただけるような努力をしていただくしかないのかと考えていますが、よろしいですか。

**JICA：**

頑張ります。

**委員：**

それでは、本件は以上にしたいと思えます。

では次の案件に進みます。東京センターの、「2021-2022 年度課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」研修業務委託契約」です。よろしくお願ひいたします。

## **2-2 2021-2022 年度課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」研修業務委託契約**

**JICA：**

本契約の契約金額・契約期間・その他は資料のとおりでございます。

一者応札・応募となった理由、背景、要因等でございますけれども、業務内容の特殊性というところがございます。本件については、課題別研修の実施、運営経験があり、かつ JICA 環境社会配慮ガイドラインを利用した業務経験の双方を持つ者は少ないということで、資格要件としましては環境社会配慮ガイドラインを利用した業務経験を有する者ということにし、業務内容に関する特殊性が応札に影響しないようにという配慮をしております。JICA の環境社会配慮ガイドラインを利用した業務経験を有するコンサルタント会社は複数社あるものと理解しております。また契約条件の特殊性ということでございますけれども、契約額に占める直接経費の割合が高いということがあります。教材の翻訳と動画の教材作成に関連した経費が契約額の 60%強となっております。遠隔研修ということで実施しておりますのでこういう形になっております。

契約相手方の概要につきましては、JICA 環境社会配慮ガイドラインを利用した業務経験は豊富です。また 2014 年度～2016 年度の課題別研修、2017 年度～2020 年度の研修を受託しております。

競争性を向上させるために、研修の経験は問わず、JICA の環境社会配慮ガイドラインを利用した業務経験をプロポーザル評価の対象にしまして、応札しやすい条件としました。また本邦研修に関しましては JICA 内の関係部から応募勧奨をしております。できる限り公示からプロポーザルの提出までの時間を十分取るということもやっております。

今後競争性を向上させるために講ずる措置といたしましては、プレ公示を実施してできるだけ準備期間を長く取って関心を持っている企業が入札しやすいようにしていくということをすでに導入しています。

**委員：**

では本件、委員の方、お願いいたします。

**委員：**

この研修は長年の実績からいであ株式会社、というイメージがありますので、いろいろ競争性を向上させるための措置を取っていただいておりますが、応募勧奨をより積極的に行っていただいて、すそ野を広げていくことが必要ではないかと感じています。引き続き工夫していただければと思います。

**委員：**

ほかの委員の方、何かございますか。特にないということですので、そういった方向でお願いいたします。

では次の案件ですが中部センター、「2021 年度-2023 年度課題別研修 企業経営者の経営能力向上」の説明をお願いいたします。

### **2-3 2021 年度-2023 年度課題別研修「企業経営者の経営能力向上」**

**JICA：**

本契約は 3 カ年の契約の 1 年次の契約となります。契約相手方は株式会社リーム中産連で、契約方式は企画競争です。

業務内容に関しましては一般的な研修を実施するために必要な業務項目となっております。

一者応札・応募となった理由、背景、要因等につきましては、コロナ禍でさまざまな対策等が講じられる状況の中、初年度の 2021 年度は遠隔、2 年度・3 年度目は遠隔と来日のハイブリッド、またコロナの状況によっては完全遠隔研修もあるということで業務内容を設定いたしました。このことが業務を履行する方法において不確実性があつたものと見られます。業務内容に特段の特殊性は見当たらないものの、履行する方法においての不確実性、将来の先行き不透明さ等が一者応札の要因となったと考えられます。

また、当該案件は新規開始の研修コースでございましたので、業務実施方法がコロナの影響を受けた特殊な背景というものもあわせて他者が応札を控えた可能性があると思います。一方でこの株式会社リーム中産連は、他の企画競争に応札したものの受注できなかった経緯等があり、本件はリスクを取ってでも新規受注を狙ったのではないかと考えられます。

契約相手方の概要ですが、本研修のテーマである日本的経営、カイゼン、生産性・品質改善について理論面、実務面で経験豊富な内部人材を有すること、それから中部地域における産業振興関連のさまざまな関係者、専門家とも深い協力関係にあるということがこの中産連の特徴であるかと思えます。ただし中部地域でもこのような特徴を持っている会社はほかにも存在しますので、企画競争として他者の応募を期待したものの、結果的に一者応札となりました。

競争性を向上させるために講じた措置として、プレ公示を実施等、あるいは共同企業体の結成等を認める等の条件緩和をしております。

競争性を向上させるために今後、講ずる措置について、研修実施時期をより柔軟に設定することで複数社の応募が見込まれることがあるのではないかとと思ひまして、新たな公示案件に関しては時期の柔軟性を確保するということを明記します。このために準備期間を早めに開始して契約交渉期間を十分取るなどのスケジュールで行う予定です。また各種研修事業説明会等において受託実績がない機関へのアプローチを今後強化していきます。

**委員：**

では委員の方、お願いいたします。

**委員：**

まず前提となることを確認させていただきたいのですが、本件は3年間にわたって業務内容の1から24を行っていく、例えば1年目に基礎的なことをやり、2年目に応用編をやり、3年目にディスカッション形式になるとか、積み上がっていくものなのですか。

**JICA：**

基本的に、1から24の項目を毎年度実施するものです。前年の反省を含めて改善していくことは考えております。

**委員：**

そうしますと、今年度の契約は株式会社リーム中産連に委託なさっていますが、2022年度・2023年度については、まだ受託者は決まっていないということですか。

**JICA：**

2022年度・2023年度、いずれも株式会社リーム中産連の受託ということで決まっております。

ます。

**委員：**

毎年同じ業務内容だとすると、なぜ 3 年間分を一時に決定しておかなければいけないのか、年度ごとではいけないのか、いかがでしょうか。

**JICA：**

3 年間同じところに委託することによって、毎年度調達するよりも業務の効率化に資するということもございますし、また継続的に 3 年間実施することによって、1 年目に出てきた反省点、あるいは改善に資するようなことを 2 年目・3 年目に反映させ、より質の高い研修を意図していくということも考えております。

**委員：**

研修の一貫性・継続性とか 1 年目の反省を 2 年目に生かすというのはとても大切なことで、調達目的の実現のためには考えなければならないことだと思います。ただ、結果論になってしまいますが、コロナ禍での先行き不透明感、つまりハイブリッド研修という方法を前提として人的・物的設備を配置したら、ほかの方法でやることになったので配置のし直しが必要となるというような先行き不透明感から応札を控えた人たちがいるのではないかということになると、研修目的の実現と応札のしやすさをどこでバランスを取るか、調達目的のために必要なことと競争性を高めるために必要なことのバランスを考えなければなと思います。

**JICA：**

はい、かしこまりました。

**委員：**

あともう 1 点。今回の契約相手方はリスクを取ってでも新規受注を狙ったと考えられるとのことですが、受注実績獲得のために頑張ってくれたということは本件以外でもあり得ることだと思うのですけれども、そういうことが見込まれる際には、本当にプロポーザルで提案してもらったとおりのことを実行しているかどうかという事後的なチェックもしていただければと思います。

**委員：**

ほかの委員の方もよろしいでしょうか。

それでは最後の案件に進みます。筑波センターです。「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」にかかる研修委託契約ということで、説明をお願いいたします。

## 2-4 2021-2023 年度課題別研修「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」にかかる研修委託契約

### JICA :

本契約は、契約金額は 3,700 万円、こちらは 2021 年度実施分の契約金額となっております。契約期間は 2022 年の 2 月から 10 月まででございました。契約相手方は国際耕種株式会社で、契約方式は企画競争です。契約の経緯につきましては、公示を 2021 年の 10 月に実施いたしまして、約 6 週間の公示期間を取って 11 月末に締め切りをして実施しております。

業務内容につきましては、通常の研修実施に関する契約なのですが、この研修の特徴として期間が長いということと、野菜栽培に関する講義・実験、実習等、手の込んだ研修内容になっておりまして、その部分で労力がかかる研修と言えます。

一者応札・応募となった理由、背景、要因のところをご説明いたします。業務内容の特殊性につきまして、本研修は JICA 筑波にごございます圃場を使いまして途上国の野菜栽培に関する課題に基づいて苗の栽培から栽培管理、収穫及び収穫後処理までの幅広い内容を含んだ研修でして、その中では単に栽培するだけではなくて、各研修員の国の現状に基づいてそれぞれ実験計画を立ててもらいまして、それぞれの研修員がそれぞれの実験計画を実施して結果をまとめていくといったような研修内容になっております。期間も 8 カ月超と長い期間になっておりますが、それを通じましてさまざまな野菜、根菜や葉菜、果物等を含めたさまざまな生産物に関しての一連の栽培技術や販売まで網羅した研修を受けられるものとなっております。

契約相手方の概要ですが、国際耕種株式会社は本コースを 2005 年より受託をいたしまして、その後一貫して同社が一者応札をしております。それ以前は JICA が直営で実施していました。国際耕種は途上国側での農業技術協力プロジェクトにも参加している会社ですが、そのような開発コンサルタントの会社あるいは開発コンサルタントの中で技術研修を受託する会社というのは複数社ございますので、国際耕種だけが特殊な会社ということではございません。

競争性を向上させるために講じた措置ですが、企画競争の公示に際しましてはメーリングリスト等で JICA 筑波のほかの研修コースも実施しているような研修委託機関あるいは過去に表明のあった機関に応募勧奨を行っております。公示期間を長めに取って、共同企業体の結成を認めていますし、一般的な資格要件となっております。また受託実績がない会社でも理解できるような連絡会を心掛けています。ただこの案件は研修期間が 8 カ月と長く、その準備や事後の業務もあり、実質年間を通じての業務となりますので、競争性を確保することが難しい案件ではないかなと思います。

競争性を向上させるための措置につきましては引き続き公示期間を十分取る、あるいは

これまで研修を受託していない機関にもアプローチを試みていくといったことが考えられます。

特記事項として契約金額が大きい点について、非常に実験・実習が多いコースで、ほぼ毎日実験計画に沿ってそれぞれの研修員がそれぞれの実験を進めて取りまとめていく、そこを実施するために業務従事者、指導者を研修コースの中で複数名配置して1日当たり複数のもので対応する形になっていますので、その影響と長期間であるということによって契約金額が大きくなっております。

**委員：**

本件、業務内容、それから金額につきましては資料をいただきましたので確認しております。長年この会社がこの事業を引き受けているといった理解でよろしいですね。かつ、もともとは JICA が独自にやられていたプロジェクト事業をこの会社が今実施しているということなのですが、特に JICA との間で特別な関係はないという理解でよろしいですね。

**JICA：**

はい、関係はございません。

**委員：**

確かに特殊な事業であり、どこの会社でも担当できるわけではないと思うのですが、引き続きほかの引受先が出てくるような努力をしていただくと同時に、JICA と特殊な関係があるといったことが疑われないような形で進めていただきたいと思います。それから、長年実施した事業に対する評価について、特に本件は野菜生産技術に関するものであり、国によって環境が違う中、日本で野菜を栽培する研修でどれだけ効果があるのか、あるいはいろいろと研究をされてどのような効果が表れているのかといったところも、評価の対象としていただけたらと考えております。

ほかの委員の方、何かコメントとかございますでしょうか。はい、お願いします。

**JICA：**

研修委託契約につきまして、来年度の運営方針にも少し関係し得ると思いますので一言だけ言わせていただければと思います。件数的にはコンサルタント等契約と同じぐらいに600件、700件ぐらいの件数がございます。他方で1件当たりの契約額を見ますと大体600万、700万といったような形になっておまして、今回審議対象となったような5千万とか1千万以上というのはかなり例外的になっております。これについて経緯をご説明させていただきますと、研修事業につきましては従来どちらかというと役所などの公的な機関にお願いしており、かつ、役所の関連法人などに引き受けていただいておりますので、市場というよりもやや大変なことをお願いして引き受けていただいていたという性格もあ



り、そういったことから金額も比較的安くおさまっているといったことが一般論としてあると思っております。そういう中で競争性を高めようとする市場の価格に合わせるということもあり得るわけですが、そうすると限られた予算の中でできる仕事が減ってしまうといったようなこともありますので、やや本末転倒になってしまうかもしれないといったところが我々の悩ましいところとして持っております。同じ内容の仕事が倍あるいは3倍の金額になってしまったということでは説明責任が果たせないという部分もございます。そういう中で参加意思確認公募などを適切に運用していくことによってその辺りが合理化され得るという部分もあるのではないかと考えています。伝統的な仕事の成り立ち・経緯からしてこのようなことがあるということは重複かもしれませんが念のため述べさせていただきます。

**委員：**

はい、参考になります。

それでは、この議事につきましてはここで終了させていただきまして、引き続き事務局から説明の方をお願いしたいと思っております。お願いいたします。

**JICA：**

はい、ご審議どうもありがとうございました。それでは議題3に入る前に、議題1・2で、予定価格と落札率について2案件ご質問をいただいておりますので、調達・派遣業務部から、その結果をご報告いたします。

**JICA：**

キルギスのコンクリート舗装案件ですが、予定価格は57,360,000円、契約金額は、50,285,290円で落札率は87.67%となっております。  
モルディブの案件は、予定価格が、37,710,200円、入札金額が34,447,500円で、落札率が91.43%となっております。入札金額が契約金額と異なるのは、その当時日本政府が課していた入国に伴うコロナに関する待機期間の日当及び宿泊料を、コロナ特別経費として、入札金額に追加して契約金額としていることが理由です。

**委員：**

ありがとうございました。

**JICA：**

以上で補足説明を終わります。

それでは議事(3)の「参加意思確認公募制度見直し」について、前回ご意見をいただいた検討結果につきまして、ご説明をいたします。

### 議事（3）参加意思確認公募制度の見直しについて（検討結果）

**JICA：**

それでは簡単に説明させていただきます。

前回参加意思確認公募の見直しの中で、特定者の名称を公表するかどうかというところの取り扱いについて継続審議となっておりますが、木下委員からも国交省の事例等情報を共有いただき、それを踏まえて今回整理させていただきました。

JICA の参加意思確認公募は、基本的に、国交省の仕組みと同じく特定の者と契約を締結する意志を表明し他に関心を有する者がいないことを確認するという趣旨であり、特定者については国交省の運用と同様に、概要と契約相手の判断根拠はしっかり明記するものの、特定者の名称までは原則公表しないということにさせていただきます。なお、部門長の判断によっては名称も公表することができるようにします。

木下委員にはさまざまな情報提供をいただきましたこと、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

**JICA：**

よろしいでしょうか。

それでは議事（4）の「2023 年度の契約監視委員会の運営」について説明をいたします。

### 議事（4） 2023 年度運営方針（案）

**JICA：**

来年度の契約監視委員会については、今年度と同じ頻度と内容で実施させていただきます。ただ、第4回に関しては、これまでコンサルタント等業務実施契約と研修委託契約からそれぞれ、審議案件を選定いただきましたが、今後は、特に区分せず、審議の対象となる全ての契約から、委員の皆さまが気になる案件を選定いただくことにいたしますので、ご留意いただければと思います。

**JICA：**

では、来年度も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。それでは総括・まとめとなります。

### 総括・まとめ

**JICA：**

年度末の非常にお忙しい時期に、2 時間以上お時間をちょうだいいたしましてありがとうございます

ございます。今年度につきましても 4 回開催いただき、適切な運営をしていただき本当にありがとうございました。来年度につきましてもまたご協力いただけるということで、ありがとうございます。私どもは、独法としては契約の件数も規模も非常に大きいので、契約監視委員会でご審議いただくということがとても大事と感じておりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願いできればと思います。

繰り返しになりますけれども、少し時間が超過したことをお詫びするとともに、本当にお忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございました。

**JICA :**

本当に本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。また来年度もぜひよろしく願いいたします。

それでは閉会をしたいと思います。

2023年3月7日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

### 2022年度第4回契約監視委員会 議事次第

1. 日時： 2023年3月7日（火） 14:30～16:30
2. 場所： JICA 本部 229会議室（Microsoft Teams の接続あり）
3. 議事：
  - （1）コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約の点検（14：35～15：40）  
（1案件（説明3分 質疑応答4分） 審議件数9件）
  - （2）研修委託契約のうち一者応札・応募（参加意思確認公募を含む）となった契約の点検（15：40～16：10）  
（1案件（説明3分 質疑応答4分） 審議件数4件）
  - （3）参加意思確認公募制度の見直しについて（検討結果）  
（16：10～16：20 説明並びに質疑応答含む）
  - （4）2023年度運営方針（案）  
（16：20～16：25 説明並びに質疑応答含む）

※議事（1）、（2）は伊藤委員長による議事進行、（3）、（4）はJICA。

#### 4. 出席者：

##### （1）委員

伊藤 邦光 伊藤会計事務所（公認会計士・税理士）  
石村 光代 石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士）  
木下 誠也 日本大学危機管理学部（教授）  
遠山 康 遠山康法律事務所（弁護士）  
佐野 景子 JICA 監事

##### （2）JICA

井倉 義伸理事  
調達・派遣業務部（事務局）三井 祐子部長 他  
総務部審議役、企画部審議役、ガバナンス・平和構築部長

以上

議事1 コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約										資料1		
No.	業務主幹部	契約件名	選定方法	契約締結日	契約完了日	契約金額	履行日数	1日あたりの契約金額	契約相手方(共同企業体の場合は、代表者(企業名))	共同企業体・単独	委員	選定理由(質問事項)
1	人間開発部	ニゼール国「みんなの学校」コミュニティ協働による基礎教育の質及び男女間公平性の改善プロジェクト業務実施契約	企画競争	2021/6/22	2023/6/30	528,487,000	739	715,138	アスカ・ワールド・コンサルティング株式会社	単独	伊藤 石村	1日あたり契約金額が多額 金額的重要性
2	経済開発部	ザンビア国市場志向型振興プロジェクト(イネ育種)業務実施契約(単独型)	企画競争	2021/4/8	2022/2/28	5,687,700	325	17,501	公益社団法人 国際農林業協働協会		遠山	全案件中、1日当たりの契約金額が最も低額である。
3	南アジア部	スリランカ国NCDs予防・治療分野に係る情報収集・確認調査業務実施契約	企画競争	2021/8/16	2022/4/29	80,062,400	257	311,527	有限責任監査法人トーマツ	単独	伊藤	監査法人によるコンサルテイング
4	南アジア部	モルディブ国マレ首都圏気象災害情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))業務実施契約	一般競争入札 (総合評価落札方式)	2021/11/24	2022/3/18	35,967,800	115	312,763	共同企業体代表者 モルディブ国マレ首都圏気象災害情報収集・確認調査(一般競争入札)業務実施契約 ニヤリング株式会社	共同企業体	木下	金額が最大の総合評価落札方式のため
5	評価部	全世界2021年度案件別外部事後評価・バックケージ-4(チニジア、モザンビーク)(QCBS)業務実施契約	企画競争	2021/11/12	2023/2/10	46,279,200	456	101,469	オクダワイア ジャハン株式会社	単独	佐野	事後評価案件の中でサンプルの的に特定するもの。事後評価案件で一者応札・応募となるケースの理由を確認したい(回避する方策はあるのか)。また、選定方法(一般競争入札、QCBS)の採用基準も確認したい。
6	民間連携事業部	全世界行政・金融・通信サービスのデジタル化に伴う途上国ニーズと民間技術マッチングに係る情報収集・確認調査業務実施契約	企画競争	2021/7/12	2022/3/4	175,453,300	236	743,446	有限責任監査法人トーマツ	単独	佐野 遠山	1日当たりの契約金額が大きい。 単独受託の案件中、1日当たりの契約金額が最も高額である。
7	社会基礎部	アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通の改善に係る情報収集・確認調査業務実施契約	企画競争	2021/9/30	2022/2/28	116,062,100	152	763,566	共同企業体代表者 日本コンサルタンツ株式会社	共同企業体	木下 遠山	金額が最大の企画競争方式のため 全案件中、1日当たりの契約金額が最も高額である。
8	社会基礎部	ルワンダ国キガリ市におけるインフラ整備・都市サービス向上に寄与する大縮尺地形図作成・都市交通改善プロジェクト業務実施契約	企画競争	2021/7/8	2024/4/26	556,186,000	1,024	543,150	共同企業体代表者 国際航業株式会社	単独	石村	金額的重要性
9	社会基礎部	ニカラグア国土地利用規制改訂能力強化アドバイザー業務(土地利用制度・運用)業務実施契約(単独型)	企画競争	2022/9/21	2024/8/30	536,356,000	1072	500,033	株式会社国際開発センター		石村	金額的重要性

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	ニジェール国「みんなの学校：コミュニティ協働による基礎教育の質及び男女間公平性の改善」プロジェクト（第1期）業務実施契約																		
契約金額	528,487,000円（消費税等含む）																		
契約期間	2021年6月22日～2023年6月30日																		
契約相手方	アスカ・ワールド・コンサルタント株式会社																		
担当部署	人間開発部基礎教育G基礎教育第二チーム																		
契約方式	企画競争																		
競争参加資格	1) 全省庁統一資格：令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。 2) 日本登記法人：日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。																		
契約の経緯	<table border="0"> <tr> <td>①</td> <td>プレ公示</td> <td>2021年3月3日</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>公示</td> <td>2021年3月31日</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>質問回答</td> <td>2021年4月15日</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>プロポーザル提出締切</td> <td>2021年4月30日</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>契約交渉</td> <td>2021年5月24日</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>契約締結</td> <td>2021年6月22日</td> </tr> </table>	①	プレ公示	2021年3月3日	②	公示	2021年3月31日	③	質問回答	2021年4月15日	④	プロポーザル提出締切	2021年4月30日	⑤	契約交渉	2021年5月24日	⑥	契約締結	2021年6月22日
①	プレ公示	2021年3月3日																	
②	公示	2021年3月31日																	
③	質問回答	2021年4月15日																	
④	プロポーザル提出締切	2021年4月30日																	
⑤	契約交渉	2021年5月24日																	
⑥	契約締結	2021年6月22日																	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業目的：基礎学力向上及び女子教育改善に資するコミュニティ協働型の教育開発モデルを開発・普及することにより、同モデルの機能化を図り、もってコミュニティと学校の協働を通じた、基礎教育の質及び男女間公平性の改善に寄与するもの。</li> <li>● 上位目標：対象地域において、コミュニティと学校の協働を通じて、基礎教育の質及び男女間公平性が改善される。</li> <li>● プロジェクト目標：対象地域において、基礎学力向上及び女子就学促進・継続に資するコミュニティ協働型の教育開発モデルが確立される。</li> </ul>																		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成果 1 : 基礎学力向上モデル PMAQ-TaRL-SRP<sup>1</sup>が対象地域の正課内外で普及する。</li> <li>● 成果 2 : 基礎学力向上モデル PMAQ 上級編 (算数)<sup>2</sup>が開発される。</li> <li>● 成果 3 : 女子就学促進・継続モデル<sup>3</sup>が開発される。</li> </ul>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	本業務では、業務従事者の経験・能力においてフランス語を求めており、かつ、業務主任者に関してはアフリカ地域の学校運営に係る各種業務経験を条件として記載していた。フランス語人材が限られていることもあり、今回の公示のタイミングで、他社は適切な業務主任者及び業務従事者を確保できないと判断したために、応募を断念したと推測される。
契約条件の特殊性	特になし
その他	先行案件（「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクトフェーズ 2」2016 年～2021 年）をアスカ・ワールド・コンサルタント株式会社（特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構との共同企業体）が受注していた。

## 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

アスカ・ワールド・コンサルタント株式会社は、サブサハラアフリカ地域で展開している「みんなの学校プロジェクト」群の案件（業務実施単独型も含む）について、ニジェル以外に 4 か国の受注実績を有している。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------

<sup>1</sup>先行案件で完成した総合的な基礎学力向上モデルであり、インドの NGO「Pratham」の開発した教育アプローチ「Teaching at Right Level (TaRL)」により強化された「質のミニマム・パッケージ (Paquet Minimum Axe sur la Qualite) (PMAQ)」の、初等教育省・正規補習 (Strategie de Remediation Pedagogique) (SRP) 統合版の頭文字である。

<sup>2</sup>小学低・中学年相当の計算能力を強化する「質のミニマム・パッケージ (PMAQ)」の後続モデルであり、同様にコミュニティ協働型の補習活動を通して小学高学年相当の計算能力を強化するものである。

<sup>3</sup> これまで各学校運営委員会で取り組まれてきた女子就学促進・継続に資する優良実践を、全国普及可能な汎用性の高いものに洗練させ、その効果を検証されたものである。

#### 4. 競争性を向上させるために講じた措置

JICA がニジェール、マダガスカル等において実施してきた「みんなの学校プロジェクト」への理解を深めていただくため、これまで日本国内で複数回シンポジウム・セミナー等を開催するとともに、コンサルタント向けの能力強化研修を実施した。その結果、「みんなの学校プロジェクト」を展開しているマリ、ブルキナファソ等では、アスカ・ワールド・コンサルタント株式会社以外の会社が受注している。

本案件の特記仕様書では、先行案件での活動の詳細（関係者やその人数等）を記載すると共に、配布資料としてニジェール全州の州別関係者の人数を提供することで、過去の受注実績が情報格差を生まないように最大限配慮した。また、現在、ガーナで実施中の「みんなの学校プロジェクト」のように、JV や補強としてアスカ・ワールド・コンサルタント株式会社以外の会社の人材の登用を推進している。

#### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

今後同分野の案件にて一者応募を回避すべく、アスカ・ワールド・コンサルタント株式会社以外の会社にて業務主任者及び業務従事者が確保できるよう、下記方策を検討・実施する。現時点で想定される方策は以下の通り。

（１）コンサルタント勉強会、セミナー・能力強化研修等の機会を引き続き活用し、「みんなの学校プロジェクト」群に係る概要、進捗、成果等について情報共有を行い、応募勧奨を行う。

（２）フランス語等の英語以外の語学力を求める場合は、早めにプレ公示を行うことで会社側が人材確保をできるようにする。

#### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

1日あたりの契約金額が高額となっている理由は、以下の通り、安全対策措置関連に伴う費用が含まれていることが主要因である。

- ニジェールではイスラム過激派組織によるテロ・誘拐事件が多発しており、外国人も被害にあっていることから、外務省の危険レベルは場所によってレベル2（「不要不急の渡航は止めてください」）～レベル4（「退避してください。渡航は止めてください」）が設定されており、そのレベルに応じてニジェールにおける JICA 安全対策措置も業務渡航・一般渡航が制限されている。
- 上記安全対策措置に則ると、本邦コンサルタントの業務渡航可能な場所は首都ニアメ市内に限定されており、ニアメ市外におけるプロジェクト活動実施にはプロジェクト雇用のローカル人材の活用が不可欠であること、ま



た、本邦コンサルタント及びローカル人材の活動時には必ず安全対策に必要な合理的手段・措置（武装警護の手配、衛星携帯電話の携行等）を講じることが必須のため、同費用が追加的に積算されている。

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト（イネ育種） 業務実施契約（単独型）	
契約金額	5,687,000 円 （消費税等含む）	
契約期間	2021年4月8日～2021年10月29日	
契約相手方	公益社団法人国際農林業協働協会	
担当部署	経済開発部	
契約方式	企画競争	
競争参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。</li> <li>・ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</li> </ul>	
契約の経緯	①	プレ公示 2021年1月27日
	②	公示 2021年2月10日
	③	プロポーザル提出締切 2021年3月3日
	④	契約交渉 2021年3月10日
	⑤	契約締結 2021年4月8日
業務内容	<p>当該短期専門家は、ZARI の種子生産体制を強化することを目的とし、以下の業務に従事した（すべてオンライン）。</p> <p>① C/P（ザンビア農業研究機構、以下 ZARI）と協力し、ザンビアにおいて優良品種として既に栽培されている SUPA-MUG の原原種、原種、認証種子の生産マニュアルを改訂する（2020 年に初稿が策定されている）。</p> <p>② C/P と共に ZARI における種子生産体制強化案（各試験場の役割と人材配置に関する案）、および種子生産の 5 か年計画案を策定する。</p> <p>③ ZARI の稲作研究チームが選抜中である新しいイネ品種を用いて、系統栽培、系統選抜、採取、及び保存の手法等、種子生産に関わる技術をザンビア人研究者・技術者へ技術指導する。</p>	

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

<b>業務内容の特殊性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● &lt;業務の継続性&gt;本プロジェクトでは、2020年度に同じく「イネ育種」短期専門家を派遣し、SUPA-MGの種子生産マニュアルを策定している。その後、同マニュアルに沿って SUPA-MG の種子生産が行われてきたが、栽培条件等によっても種子生産状況が異なるため、種子生産状況の進捗を確認し、同マニュアルを改訂する必要があった。2020年度に派遣された専門家が、2021年度の本契約でも応札している。業務の継続性といった特殊性があったと考えられる。</li> <li>● &lt;高度な専門性&gt;種子生産は、原種の系統栽培、系統選抜から採取、保守、さらには認証制度への登録等、求められる専門性が非常に高い。そのため、日本国内に応札できる人材が十分ではなかったと考えられる。</li> </ul>
<b>契約条件の特殊性</b>	特に特殊な契約条件は求めていなかった。
<b>その他</b>	

## 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

<p>本契約相手方の JAICAF は、食料・農林業分野の国際協力推進を目的とする公益社団法人である。本業務に応札した業務従事者は、40年以上にわたり、日本国内の研究機関（東京農業大学や農研機構等）においてイネ育種分野の研究及び研究指導に従事しており、同分野において卓越した技術と、技術指導の経験を有している。</p> <p>また、30年以上の途上国経験があり、ザンビアのほか、ガーナ、ウガンダ、コートジボワール等のアフリカ各国の他、アジア各国（ミャンマー、ベトナム）においてイネ育種（特に種子生産分野）にかかる業務に従事してきた。</p> <p>このように、イネ育種における技術のみならず、同分野を通じた国際協力の経験のある人材という観点から、同人は本業務に応札できる要件、強みを有していた。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 4. 競争性を向上させるために講じた措置

経済開発部では、公示案件の競争性を高めるため、毎週一度農業・農村開発分野の公示及びプレ公示案件を取りまとめ、幅広いコンサルタント企業にメールベースで情報発信しており、本業務についても情報発信を実施。また、先行業務の成果品は同公示の配布資料としており、先行業務を受注していない者
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

でも、同分野の知見のある者が広く応募できるよう配慮した。

#### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

今後も公示及びプレ公示案件の幅広い情報発信は継続していくこととするが、これに加えて、プレ公示の時点で関心のありそうな方に応募勧奨をする。また、先行業務がある場合には、先行業務の受注者以外も応募できるよう、今後も継続して、先行業務の成果品については配布資料とする。

#### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

（一日あたりの契約金額が低額となった理由）

本業務は、当初 2021 年 5 月の現地渡航を想定していたが、新型コロナウイルス拡大の影響及び大統領選挙の影響により現地渡航が後ろ倒しになる可能性が見込まれていた。新型コロナウイルスにおける状況は刻々と変化していたため、渡航機会を逃さず柔軟に渡航できるようにする必要があることから、契約履行期間を年度末としていた。その結果、人月に対して契約期間が長く、契約期間 1 日当たりの契約金額が安くなった。

なお報酬月額単価は 3,151 千円（格付け 2 号）で積算されており、右金額は JICA が設定しているコンサルタント報酬の 2021 年度月額単価である。

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	スリランカ国 NCDs 予防・治療分野に係る情報収集・確認調査 業務実施契約	
契約金額	80,062,400 円（消費税等含む）	
契約期間	2021年8月16日～2022年4月29日	
契約相手方	有限責任監査法人トーマツ	
担当部署	南アジア部南アジア第三課	
契約方式	企画競争	
競争参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。</li> <li>・ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</li> <li>・ 契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。</li> <li>・ その他、細則参加資格および企画競争説明書に記載の参加要件 に該当すること。</li> </ul>	
契約の経緯	①	プレ公示 2021年3月4日
	②	公示 2021年4月7日
	③	再プレ公示 2021年5月19日
	④	再公示 2021年5月26日
	⑤	質問回答 2021年6月10日
	⑥	プロポーザル提出締切 2021年6月18日
	⑦	契約交渉 2021年7月16日
	⑧	契約締結 2021年8月16日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルスへの対応を踏まえたNCDs 予防（一次予防：栄養や健康増進等の生活習慣の改善、二次予防：早期発見や健診）・治療（三次予防：予後観察やリハビリ）分野、及び NCDs 予防・治療の市場の現状確認と課題整理</li> <li>● 今後の JICA の支援の方向性及び支援内容案、及び民間技術活用可能性の検討を行うための情報収集・確認</li> </ul>	

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	<p>本情報収集・確認調査は、スリランカにおいて NCDs 予防・治療分野の支援方向性、及び NCDs 予防・治療の市場における民間技術活用可能性の検討を行うために実施した。本事業が公示された時期は、これまでに経験のない新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世界全体でこれら対応に関する案件が数多く発注されていたため、応札企業が自社が保有する人的リソースに応じて応札案件を厳選した可能性がある。</p> <p>加えて、本調査は NCDs 分野で事業を展開する本邦企業の状況や強み、スリランカへのビジネス展開の可能性の検討を行うこととしたことから、民間連携・民間セクター分析といった専門性を確保できずに応札に至らなかった社もあったと推測される。</p>
契約条件の特殊性	特になし。
その他	<p>本公示は、2021 年 4 月 7 日の第一回公示が応札者なしのため流札となり、同年 5 月 26 日に再公示を行った。再公示となったことによる調査開始の遅れ、及び契約交渉の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた渡航経費（感染症対策や隔離期間の滞在費等）に係る契約金額の増額が必要となることが判明し、同年 8 月 12 日付決裁で実施計画において、実施計画額、及び調査期間の変更を行った。</p>

## 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

<p>有限責任監査法人トーマツは、基礎情報収集・確認調査「全世界保健医療分野（感染症対策強化・栄養改善）における COVID-19 を受けた途上国における民間技術活用可能性に係る情報収集・確認調査」（2020 年 10 月～2021 年 5 月）、「尿検査自動化技術普及促進」（2018 年 8 月～2021 年 1 月）等を受注しており、保健医療分野（NCDs 含む）、及び調査対象国における民間技術の活用・導入に係る調査実績を豊富に有する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 4. 競争性を向上させるために講じた措置

<ul style="list-style-type: none"><li>● 人員配置が柔軟に行えるよう、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）の適用を認めた。</li><li>● 現地調査について、企画競争説明書あるいはプロポーザルの計画から延期</li></ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案を受け入れることを予め公示段階で表明しており、調査開始後もコンサルタントの提案を踏まえて柔軟な対応を行った。

#### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

- プレ公示をより早期に行い、実施予定時期等の情報を早期提供する。
- 可能な場合、プレ公示前に調査対象分野に知見を有するコンサルタントから調査内容及び規模について意見聴取を行う。
- 世界各国で類似の調査内容の案件が多数検討される場合は、複数国をまとめた案件化の可能性について他部と協議する。

#### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

特になし。

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	モルディブ国マレ首都圏気象災害情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式）） 業務実施契約	
契約金額	35,967,800 円（消費税等含む）	
契約期間	2021年11月24日～2022年3月18日	
契約相手方	八千代エンジニアリング株式会社	
担当部署	南アジア部南アジア第三課	
契約方式	一般競争入札（総合評価落札方式）	
競争参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。</li> <li>● 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</li> <li>● 契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。</li> <li>● その他、入札説明書に記載の参加要件に該当すること。</li> </ul>	
契約の経緯	①	プレ公示 2021年 8月18日
	②	公示 2021年 9月15日
	③	質問回答 2021年10月 1日
	④	プロポーザル提出締切 2021年10月12日
	⑤	入札会／価格開封会 2021年11月 2日
	⑥	契約締結 2021年11月24日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マレ首都圏（マレ島、フルマレ島）における気象災害被害の全容及び災害リスクの削減に資するインフラの現状確認と課題整理（主な災害種は高潮・高波及び降雨に起因した浸水（内水氾濫）を想定）</li> <li>● 今後の JICA の防災・気候変動対策分野における対モルディブ支援の方向性検討のための情報収集・確認</li> </ul>	

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	JICA はモルディブにおける海岸防災支援を 1980 年代から実施しており、首都のマレ島を囲む護岸は過去 4 次に亘る無償資金協力等を中心に整備が進められてきた。その流れを汲む本情報収集・確認調査は、マレ首都圏における高潮・高波・降雨等の災害リスクとインフラ調査を通じ、今後の
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



	JICA の対モルディブ支援にかかる課題分析等を目的として実施した。入札の結果、3 法人が協力（2 社が補強）して応札し、複数者の応札には至らなかった。また、対モルディブ支援の実績は極めて限られており、モルディブでの業務経験やモルディブ事業に関心を有する者が限定されることが、本件で一者応札の一因となった可能性がある。
<b>契約条件の特殊性</b>	本情報収集・確認調査は、約 4 カ月の契約期間内に 2 回の現地渡航を行い、モルディブの幅広い気象災害リスクの調査と具体的な課題分析等を行うことを求めた。限られた時期に適切な人材を自社で確保することができなかった可能性がある。また、公示前後の時期は COVID-19 による渡航制限が緩和され、コンサルタント各社では現地渡航を積極的に推進するタイミングにあったことから、受注者側にて応札案件を厳選した可能性がある。
<b>その他</b>	特になし。

### 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

八千代エンジニアリング株式会社は円借款事業「モルディブ津波復興事業」（2006 年 L/A 調印）を受注しており、津波により損傷した岸壁や護岸等の整備にかかる実績を有する。また、JICA が過去に実施したインドネシアやソロモンにおける津波復興にかかる調査・協力や、国内の海岸・海洋防災にかかる事業受注実績等を豊富に有する。

### 4. 競争性を向上させるために講じた措置

- ・法人に求められる類似業務経験は「防災基盤計画及び海岸防災に係る業務」とし、地域の限定を排除した。
- ・モルディブの護岸分野においては過去の無償資金協力事業等の従事者が比較優位を有するが、本調査の入札説明書では、護岸分野を内包する「海岸災害対策／沿岸管理」は業務主任者とせず、より人材が豊富と思われる「防災基盤計画／政策・制度」を業務主任者とする構成とした上で、プロポーザル評価においても「海岸災害対策／沿岸管理」の倍以上の配点とすることで潜在応札者の応札意欲を高める工夫を行った。

### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

- ・本調査は、調査期間が 2021 年 11 月から翌年 3 月の繁忙期にかけて実施され、コンサルタント各社においては専門性の高い団員の確保が困難だった可

能性がある。そのため、今後は公示時期の前倒しや、プレ公示期間をより長くすることで、応募の障壁を下げ、競争性を向上することとする。

・本調査では、業務主任者及び評価対象者の類似業務経験に「南アジア及び全世界」を指定し、地域的視点からモルディブの制度・課題等を分析する能力を重視した。一方、そのことにより応募者の幅が狭まった可能性があることから、新たな人材の発掘・育成のために、地域指定の見直し等を行うこととする。

#### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

本件はモルディブ政府から護岸改修の要請があったことに端を発して企画したもの。本調査の結果、無償資金協力のニーズありと判断された場合に日本政府との協議等、必要な手続きに移行できることも念頭に、業務工程（契約期間）を設定した。なお、本件の契約金額は業務量に照らし積算したものであり、人月あたり金額は標準的である。

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	評価部 全世界 2021 年度案件別外部事後評価:パッケージⅡ-4 (チュニジア、モザンビーク) (QCBS) 業務実施契約																		
契約金額	46,279,200 円 (消費税等含む)																		
契約期間	2021 年 11 月 12 日～2023 年 2 月 10 日																		
契約相手方	オクタヴィアジャパン株式会社																		
担当部署	評価部事業評価第二課																		
契約方式	QCBS																		
競争参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。</li> <li>・日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</li> <li>・契約事務取扱細則第 4 条に該当しないこと。</li> <li>・その他、細則参加資格および企画競争説明書参加要件に該当すること。</li> <li>・企画競争説明書別添「事後評価業務における排除者条項」に記載の利益相反要件に該当しないこと。</li> </ul>																		
契約の経緯	① プレ公示	2021 年 4 月																	
	② 公示	2021 年 7 月 14 日																	
	③ 質問回答	2021 年 8 月 6 日 (質問なし)																	
	④ プロポーザル提出締切	2021 年 8 月 17 日																	
	⑤ 入札会/価格開封会	2021 年 9 月 6 日																	
	⑥ 契約交渉	2021 年 10 月 14 日																	
	⑦ 契約締結	2021 年 11 月 12 日																	
業務内容	<p>本業務は、2021 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">国名</th> <th style="width: 25%;">スキーム</th> <th style="width: 45%;">案件名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>チュニジア</td> <td>円借款</td> <td>国営テレビ放送センター事業</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>チュニジア</td> <td>円借款</td> <td>南部オアシス節水農業支援事業</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>モザンビーク</td> <td>無償</td> <td>ナカラ市医療従事者養成学校建設計画</td> </tr> </tbody> </table>				国名	スキーム	案件名	1	チュニジア	円借款	国営テレビ放送センター事業	2	チュニジア	円借款	南部オアシス節水農業支援事業	3	モザンビーク	無償	ナカラ市医療従事者養成学校建設計画
	国名	スキーム	案件名																
1	チュニジア	円借款	国営テレビ放送センター事業																
2	チュニジア	円借款	南部オアシス節水農業支援事業																
3	モザンビーク	無償	ナカラ市医療従事者養成学校建設計画																

	4	モザンビーク	無償	マプト魚市場建設計画
--	---	--------	----	------------

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部事後評価レファレンス等の評価基準は明示しており、一定の現場調査能力と事業評価・モニタリング経験があれば対応可能。むしろ、同時に公示している外部事後評価案件（2021年度は21パッケージ）への人材の充足あるいは応募案件の偏りが、本案件の人材不足を招いたと考えられる。（なお、2021年度契約は、総合評価落札方式、後半の契約で1者応札が多く、これは契約件数が多く、応札者が限られたためと思われる。）</li> <li>・ 当該案件はフランス語圏、ポルトガル語圏の国の組み合わせであり、特殊言語要因の影響も否定できない。</li> <li>・ 本業務は評価6項目による評価分析の他、大型案件の監理にかかる教訓や同国における長年の協力による効果にかかる教訓など、特定のテーマでの調査を含んでおり、QCBS方式を採用しました。</li> </ul>
契約条件の特殊性	<p>一定の事業評価経験の他、利益相反の排除条件も含まれているため（ただし、本体受託部署とファイアウォールを整備すれば参加可能としている）、本体事業受注業者の参入には一定の制限はあるものの特殊な契約条件は含まれていない。</p>
その他	

## 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

<p>オクタヴィアジャパン株式会社は、国際協力分野におけるプロジェクトの発掘・形成、計画立案、評価、などのコンサルティング業務を行っている開発コンサルティング企業で、2021年度は全事後評価案件21パッケージのうち3パッケージ（本案件を含む）の受注実績を有している。なお、事後評価案件には概ね、調査、評価業務に特化したコンサルタントが応募することが多く、本件契約相手方もそのうちの1社。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 4. 競争性を向上させるために講じた措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できるだけ幅広い社の目に留まるよう、4月時点で全事後評価案件一斉にプ</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------

レ公示の掲載を行った。

・評価に応募するコンサルタントの母数が限られているところ、今後もこれまで同様に新規参入を促す評点上の工夫の他、評価業務未経験のコンサルタント会社向けの勉強会や評価部主催の入札説明会等を継続して行うほか、ECFA主催の説明会等でも勧奨した。

#### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

業務の平準化を念頭に、難易度の高い国だけでなくハードルの低い国を組み合わせる等により応募しやすい業務内容としていく。

#### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

総合評価落札方式と QCBS の採用基準については、総人月 10 人月未満で業務内容の確度の高い小規模な調査を総合評価落札方式、10 人月以上の基礎情報収集・確認調査、協力準備調査、事後評価調査を QCBS としている。本事後評価は上記 2. に記載の通り、通常の定型的な事後評価内容に加え、大型案件の監理にかかる教訓や対象国における長年の協力による効果にかかる教訓など、特定のテーマでの調査を含んでいて業務内容の確度が他の総合評価案件に比べて低いため QCBS とした。

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	全世界行政・金融・通信サービスのデジタル化に伴う途上国ニーズと民間技術マッチングに係る情報収集・確認調査業務実施契約	
契約金額	175,453,300 円（消費税等含む）	
契約期間	2021年7月12日～2022年3月4日	
契約相手方	有限責任監査法人トーマツ	
担当部署	民間連携事業部 企業連携第一課	
契約方式	企画競争	
競争参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。</li> <li>・ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</li> </ul>	
契約の経緯	①	プレ公示 2021年2月24日
	②	公示 2021年3月24日
	③	質問回答 2021年4月8日
	④	プロポーザル提出締切 2021年4月16日
	⑤	契約交渉 2021年5月25日
	⑥	契約締結 2021年7月12日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象国（アジア（インドネシア国、フィリピン国、ベトナム国、インド国、パングラデシュ国）、中南米（メキシコ国、ブラジル国）、中東・アフリカ（南アフリカ国））における社会全般のDX推進上、需要が高いとされる通信サービス及び金融サービス、行政サービスを特定し、これらの需要を埋めるために必要となる技術・サービスについて情報収集・分析する（調査フェーズ1）。</li> <li>● これらのニーズについて公開セミナーを通じて情報発信すると同時に、発信したニーズに応え得る本邦の製品・技術・ソリューションの募集を行う。応募のあった製品・技術の審査を行い、10の製品・技術を選定する（製品・技術の募集と審査）。製品・技術の選定後、現地ニーズの深掘り及び顧客の直面する問題特定のための現地認査を提案企業と合同で実施する（調査フェーズ</li> </ul>	

	<p>2)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 提案企業に対しては、個別報告書の中で、調査フェーズ1で収集・分析した基礎情報及びフェーズ2で行った提案製品・技術の現地顧客の問題解決に係る仮説検証の結果、提案企業の展開に係る提言を取り纏め報告する。</li> </ul>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

<b>業務内容の特殊性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コロナ禍の影響により、感染状況を踏まえ、現地渡航を遠隔調査に切り替える等の柔軟な対応を求めたことにより、現地渡航・遠隔調査、いずれの場合でも対応可能な体制を有する必要があった。</li> <li>● 「行政・金融・通信サービスのデジタル化」×途上国ビジネス開発支援という分野横断的かつこれまであまり経験のあるコンサルタントも多くはないデジタル化に関する業務だったため受託可能な企業が母数として少なかった可能性がある。</li> <li>● コロナ禍による渡航制限がある中、企業と合同での現地調査を業務内容に含んでおり、当時コンサルタント企業自身としても渡航制限を設けている状況であった可能性があり、感染状況が見通せない中で年度内には終了予定としていたことから、遂行の難易度が高かった可能性がある。</li> </ul>
<b>契約条件の特殊性</b>	特になし
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021年3月24日同日に、行政・金融・通信サービスのデジタル化の他、3分野（スマートフードチェーン構築、低炭素社会実現、保健医療・福祉分野）においても同様の業務内容の公示を実施。これら分野においては2～3者が応札した。</li> </ul>

## 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

<p>受注者は大手監査法人であり、コンサルティング業務も手掛けている。業務主任者は、豊富な JICA 調査マネジメント経験を有する。特殊性は特になし。</p>
---------------------------------------------------------------------------------

#### 4. 競争性を向上させるために講じた措置

- 当該分野に関心を持つ主要コンサルタント会社（例：監査法人トーマツ、ボストンコンサルティンググループ、マッキンゼー・アンド・カンパニー）にヒアリングを実施し、多数の応募が見込まれるよう調査内容を検討した。なお、その際には、特定業者に有利とならないよう十分に配慮した。

#### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

- 類似業務の受注経験を有するコンサルタント等に対し、プレ公示前に意見招請を行ない、公示内容に反映させる。
- より早期にプレ公示を実施し、各社の事前準備を促進する。
- 民間連携事業ウェブサイトや企業共創プラットフォームメールマガジン等で公示情報を発信する。

#### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

下記の理由により、一日あたりの契約金額が高額になったと考えられる。

- 支援分野が行政・金融・通信サービスと広く、複数の製品・技術（10社10製品想定）の支援を複数（8か国想定）の対象国で行うことが想定されており、これに比較的短期間で対応可能な体制が必要であったこと。
- 本調査から得られた結果を2022年度からの中小企業・SDGsビジネス支援事業における試行的制度改編に活用するため、2021年度中に完了するよう短期間に集中して業務を実施いただく必要があったこと。



## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通の改善に係る情報収集・確認調査 業務実施契約	
契約金額	116,062,100 円（消費税等含む）	
契約期間	2021年9月30日～2022年2月28日	
契約相手方	日本コンサルタンツ株式会社、日本工営株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル	
担当部署	社会基盤部	
契約方式	企画競争	
競争参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。</li> <li>・日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</li> </ul>	
契約の経緯	①	プレ公示 2021年7月14日
	②	公示 2021年7月21日
	③	質問回答 2021年8月 2日
	④	プロポーザル提出締切 2021年8月17日
	⑤	契約交渉 2021年9月 7日
	⑥	契約締結 2021年9月30日
業務内容	<p>【概要】</p> <p>アフリカ各国における在来鉄道を対象とした鉄道の現状及び課題、無償資金協力及び技術協力等による開発施策の提案</p> <p>(1) 対象都市</p> <p>ダルエスサラーム（タンザニア）、ナイロビ（ケニア）、キンシャサ（コンゴ民主共和国）、マプト（モザンビーク）に加えて1都市をコンサルタントから提案</p> <p>(2) 想定するアウトプット</p> <p>1：在来鉄道の輸送力増強に資する施策</p>	

	<p>2：持続可能な体制構築に資する施策</p> <p>3：駅及び駅周辺の改善に資する施策</p> <p>4：中古車両の海外展開に関する課題と対応の整理</p> <p>5：本邦企業の参画に関する課題と対応</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	アフリカ地域において鉄道改良の調査案件を実施した事例が少なく、経験を有する会社が限られていた。
契約条件の特殊性	特になし
その他	鉄道に精通した会社はコンサルタント業界でも限られており、今回は有力な3社が共同企業体を組成したことで一社応札となった。

## 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

<p>(1) 日本コンサルタンツ株式会社（JIC）は、JR 東日本、東京メトロ等の日本の主要な鉄道事業者の出資により設立された企業であり、日本の鉄道事業を熟知した専門家が、海外鉄道プロジェクトに対するコンサルティング業務を実施している。</p> <p>(2) 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル(OCG)は、鉄道計画の策定、鉄道の運営・維持管理、及び鉄道の人材育成に関する知識や経験を糧に、全世界で多様な業務経験（注：情報収集のみならず、技プロ、有償資金協力、無償資金協力の全てにおいて業務経験あり）を有している。</p> <p>(3) 日本工営株式会社（NK）は、特に鉄道建設と施工管理に関する知識や経験を糧に、全世界で多様な業務経験（注：情報収集のみならず、技プロ、有償資金協力、無償資金協力の全てにおいて業務経験あり）を有している。</p> <p>なお、特段特殊性はない。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 4. 競争性を向上させるために講じた措置

<p>アフリカの鉄道事情に詳しい鉄道コンサルタントは多数存在しないことが事前に想定されたため、主要コンサルタント会社（例：日本コンサルタンツ、日本工営、オリエンタルコンサルタンツグローバル）にヒアリングを実施し多数の応募が見込まれるよう調査内容を検討した。なお、その際には、特定業者に</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

有利とならないよう十分に配慮した。

#### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

海外を含め、リソースの更なる発掘に努める。

#### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

メンテナンスや運営等の現地の鉄道現状を把握するため、対象としたアフリカ5か国（タンザニア、ケニア、コンゴ民主共和国、モザンビーク、及びザンビア）への渡航を含む調査であり、下記の理由により、一日あたりの契約金額が高額になったと考えられる。

- ① 調査対象国がアフリカ5か国にものぼること。
- ② アフリカへの渡航費用がアジア等への航空賃と比して高額であること。
- ③ 案件開始時は優先度が高い調査であり、緊急的に調査結果を得る必要があったため各国ごとに担当者を分割し、同時並行で各国の作業を進めることを想定していたこと。

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	ルワンダ国キガリ市におけるインフラ整備・都市サービス向上に寄与する大縮尺地形図作成・都市交通改善プロジェクト	
契約金額	556,186,000 円（消費税等含む）	
契約期間	2021年7月8日～2024年4月26日	
契約相手方	共同企業体：国際航業株式会社、日本工営株式会社、株式会社パスコ、アジア航測株式会社	
担当部署	社会基盤部 都市・地域開発グループ	
契約方式	企画競争	
競争参加資格	<p>公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。</p> <p>日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p>	
契約の経緯	① プレ公示	2020年10月29日
	② 公示	2021年1月13日
	③ 質問回答	2021年1月22日
	④ プロポーザル提出締切	2021年2月12日
	⑤ 契約交渉	2021年3月4日
	⑥ 契約締結	2021年7月8日
業務内容	<p>(1) キガリ市全体（730km<sup>2</sup>）及び周辺部（386km<sup>2</sup>）におけるデジタル航空写真及びデジタルオルソフォト</p> <p>(2) 1/1,000 及び 1/2,500 縮尺のデジタル地形図（258km<sup>2</sup>）</p> <p>(3) 1/10,000 縮尺のデジタル地形図（457km<sup>2</sup>）</p> <p>(4) 3D 都市モデル</p> <p>(5) GIS ベースの道路施設管理システム、マニュアル</p> <p>(6) 地図利活用推進基本計画（Action Plan）</p>	

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	航空写真撮影やデジタル地形図作成などの業務は、航空測量会社の経験・知見が必要不可欠であり、この航空測量会社は国内に数社しか存在しない。
----------	---------------------------------------------------------------------

契約条件の特殊性	契約条件の特殊性はない。
その他	地形図作成を行う航空測量会社は国内に数社しかいないが、その内の3社が共同企業体を結成して応募した。

### 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

国内に数社しか存在しない航空測量会社である。

### 4. 競争性を向上させるために講じた措置

特になし

### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

業務量が多い地形図作成案件を発注する場合、その時期に実施中の案件が多数あると、対応のために投入を割ける航空測量会社が限られるため、共同企業体を結成して業務にあたることを考えられるため、以下の対応を講じる。

- ① 実施中の地形図作成案件の数を考慮した上で、発注のタイミング調整により案件数の平準化を図る。
- ② 1つのプロジェクトで過大な業務負荷にならないよう、案件規模の適性化を図る。

### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

本業務の成果は、①キガリ市全体と周辺部の高解像度のデジタル航空写真及びオルソフォト、②大縮尺デジタル地形図（1/1,000 を 15km<sup>2</sup>, 1/2,500 を 258km<sup>2</sup>）の作成、③中縮尺デジタル地形図（1/10,000 を 457km<sup>2</sup>）の作成、④3D都市モデル、⑤測量機提案及びNSDI構築・運用計画案、⑥GISベースの道路施設管理システム、マニュアル、⑦地図利活用促進基本計画となる。①については再委託による空中写真撮影、②～④は写真からデジタル地形図/3D都市モデル作成のための国内作業及び現地調査、また、成果横断的に、デジタル画像処理や高精度でリアルタイムに測位するための全地球航法衛星システム（GNSS）受信機等の購入が必要となる。

本地形図作成業務におけるコンサルタントの役割は、航空写真の位置情報補正（正射変換によるオルソ画像作成）、DEM（数値標高モデル）作成、オルソ画像から地形図作成、それらの品質管理、先方実施機関に対する一連の地形図作成能力強化、道路台帳作成による利活用促進等広範囲な業務を行う必要があるため、通常の地形図作成案件より金額が大きくなる。大縮尺のデジタル地形図作成については、国内での積算に準拠して積算し、業務期間の設定を行っ

ており、過去の実績との比較の結果、km<sup>2</sup> 単価で換算すると大きな差異はない。

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	ニカラグア国土地利用規制改訂能力強化アドバイザー業務 (土地利用制度・運用) 業務実施契約(単独型)
契約金額	53,635,600円(消費税等含む)
契約期間	2021年9月22日～2024年8月30日
契約相手方	株式会社国際開発センター
担当部署	社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム
契約方式	企画競争
競争参加資格	公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
契約の経緯	① プレ公示 2021年6月23日 ② 公示 2021年7月7日 ③ 質問回答 単独型のため質問/質問回答は無し ④ プロポーザル提出締切 2021年7月30日 ⑤ 契約締結 2021年9月22日
業務内容	ニカラグアのマナグア市役所都市局にある都市計画課を主たるカウンターパート機関とし、土地利用規制にかかる条例・制度の改訂や、ゾーニング図に基づく運用能力の強化に寄与する技術的指導・助言を行うもの。

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	本案件は日本国内の事例を踏まえてマナグア市の土地利用規制にかかる条例及び制度の改訂を支援するものである。土地利用規制分野に関する協力事業の公示件数は数年に1-2回の頻度であり、当該分野を専門とする海外経験を有し、手を上げられる受注候補者は限定的である。
契約条件の特殊性	特になし
その他	新型コロナウイルス感染症の流行によりコンサルタントが応募案件を限定していた。

### 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

受注者は、本件の前段となる開発計画調査型技術協力「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」の受注JVを構成した1社（土地利用分野を担当）の実績を有する。

特殊性は特にはない。

### 4. 競争性を向上させるために講じた措置

#### ・業務の分割発注

本プロジェクトは業務実施単独型の2件の契約により構成し、密に連携しながら業務を進める活動とした。土地利用規制制度にかかる途上国協力の業務発注実績が少なく、1つの契約にまとめた場合、応募可能なコンサルタントが限定されることが想定されたため、より競争性が確保されることを念頭に分割することとした。

#### ・競争の参加資格・プロポーザル評価項目の調整

スペイン語圏での業務であるが、土地利用規制の制度・運用に係るスペイン語圏での発注業務が少なく、JICA協力事案が少ないことを念頭に、「類似業務」は専門性部分のみを要求し、「ODA事業での技プロや調査経験」を特定せず、「対象国／類似地域」を「全世界」とし、語学は「英語」を条件とした。

#### ・業務内容の詳細の提示

3カ年にわたり計7回の現地業務を通じて進める業務指示に関し、具体的な活動時期を提示することで、競争参加者が業務計画の見通しを立てられるよう配慮した。

#### ・現地活動業務を支える現地雇人の配置

スペイン語圏かつ複数回にわたる現地業務を進めるうえでコンサルタントの活動をサポートできるよう、現地雇人を配置することを可とした。ロジ面での負担を軽減し、本来業務に集中できる業務環境を提供することで、応募意欲の向上を図った。

### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

・類似業務の発注件数について確認を行ったうえで多数の応募が見込めない場合には、受注者が円滑に業務を行えるような環境の提供に配慮するとともに、プロポーザル評価項目について語学要件の緩和などの検討を行う。

・プレ公示をより早期に行い、実施予定時期等の情報を早期提供する。



・プレ公示前に対象分野に知見を有するコンサルタントから業務内容及び工程について、可能な限り意見聴取を行い、より実施可能な業務内容とする。

#### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

契約金額が大きいのではないかとの指摘に関して、本プロジェクトに必要な協力内容を先方政府と確認した結果、要請のあった3年間で17.3人月の業務量が目的達成には必要であることが分かった。また、活動計画について検討を行った結果、計7回の現地渡航に分けて効率的に技術移転を行うこととした。なお、本件は中南米渡航に伴い、航空賃単価が東南アジア地域等と比較して高い。必要な人月及び渡航費の積算に伴い、実施計画額と契約金額が決定された。

議事2 研修委託契約のうち一者応札・応募（参加意思確認公募を含む）となった契約の点検										
資料2										
No.	所管国内機関(部署)	契約件名	契約相手方	契約開始日	契約終了日	契約期間(月数)	契約金額	調達方式	委員	選定理由(質問事項)
1	社会基盤部	キルギス国「コンクリート舗装技術」(国別研修)	株式会社建設技研インターナショナル	2022/3/14	2025/3/31	36	50,285,290	一般競争入札(総合評価落札方式)	木下 石村	唯一の総合評価落札方式のため金額的重要性
2	東京センター	2021-2022年度課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」研修業務委託契約	いてあ株式会社	2021/10/18	2022/2/14	3	16,229,400	企画競争	佐野	金額が大きい。必ずしも特殊な研修テーマではないと思われるので、一者応募になった理由を確認したい。
3	中部センター	2021年度-2023年度課題別研修「企業経営者の経営能力向上」	株式会社リーム中産連	2022/1/18	2022/3/31	2	5,597,435	企画競争	遠山	契約件名からは業務内容の特殊性が窺われないため、一者応札・応募になった要因を確認させていただきたい。
4	筑波センター	2021-2023年度課題別研修「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」に係る研修委託契約	国際耕種株式会社	2022/2/4	2022/12/9	10	37,055,223	企画競争	伊藤	契約金額が大

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	キルギス国「コンクリート舗装技術」(国別研修)
契約金額	50,285,290 円 (消費税等含む)
契約期間	2022年3月14日～2025年3月31日
契約相手方	株式会社建設技研インターナショナル
担当部署	社会基盤部運輸交通グループ第一チーム
契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)
競争参加資格	なし
契約の経緯	<p>① プレ公示 一回目：なし 二回目：2022年 1月 6日</p> <p>② 公示 一回目：2021年11月25日 二回目：2022年 1月18日</p> <p>③ 質問回答 2022年 2月 1日</p> <p>④ 技術提案書提出締切 2022年 2月18日</p> <p>⑤ 入札会/価格開封会 2022年 3月 8日</p> <p>⑥ 契約締結 2022年 3月14日</p>
業務内容	<p>① コンクリート舗装技術に関する本邦研修の実施(企画・計画、実施、評価)</p> <p>1) 日本の道路と舗装の歴史、寒冷地の道路行政についての講義、視察調整など</p> <p>2) アスファルト舗装とコンクリート舗装の使い分けについての講義、視察調整など</p> <p>3) 各種コンクリート舗装の配合設計、打設、施工機械に関する講義・視察調整など</p> <p>4) コンクリート舗装の研究の取り組みについての講義・視察調整など</p> <p>5) 研修員のアクションプラン(帰国後の活動計画)の作成指導</p> <p>② 帰国後研修員のアクションプラン実現支援のためのモニタリング活動</p>

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊	・キルギスを対象としているためロシア語を使用した業務
---------	----------------------------

性	である（ただし通訳配置を認めている）。 ・国内でも数少ないコンクリート舗装、さらには転圧コンクリート舗装（Roller Compacted Concrete Pavement : RCCP）に関する知識が求められる業務である。
契約条件の特殊性	・国内業務が主である一般契約であるが、各年次で帰国後研修員のアクションプラン実現支援のためのモニタリング活動が現地業務として含まれる。
その他	

### 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

・土木分野全般をはじめ道路分野での海外経験及びキルギスでの JICA 業務経験を有する（2019 年～2021 年に実施した個別専門家「転圧コンクリート（RCCP）技術能力向上プロジェクト」を受注）。

### 4. 競争性を向上させるために講じた措置

・業務従事者に求める能力については、ロシア語圏の国ではあるが英語での基本的な意思疎通が可能であればよいと条件を設定した。必要に応じてロシア語通訳の備人配置を認めた。  
・契約を1年次ごとに分割した場合、効率性が落ちてしまい、新規参入のハードルが高くなってしまふことが懸念されたことから、3年次にわたる研修を1パッケージとし3年間で成果を達成するような計画とした。

### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

・継続して英語での基本的な意思疎通が可能であれば参入できるように窓口を広げる。  
・ロシア語圏の通訳備上、翻訳費を計上することで、語学面の問題を緩和する。  
・プレ公示の前広な実施。

### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

・内容が高い専門性が必要な技術的なものであるため、国土交通省の設計業務委託等技術者単価を使用している。

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	2021-2022 年度課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」研修業務委託契約																		
契約金額	16,229,400 円（消費税等含む）																		
契約期間	2021 年 10 月 18 日～2022 年 2 月 14 日																		
契約相手方	いであ株式会社																		
担当部署	東京センター経済基盤開発・環境課																		
契約方式	企画競争																		
競争参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 1・2・3 年度全省庁統一資格を有すること</li> <li>・ 日本国で施行されている法令に基づき登記された法人であること</li> <li>・ 利益相反が生じると判断される者は競争に参加できない</li> </ul>																		
契約の経緯	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td style="width: 70%;">プレ公示</td> <td style="width: 25%;">（実施せず）</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>公示</td> <td>2021 年 7 月 20 日</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>質問回答</td> <td>2021 年 8 月 17 日</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>プロポーザル提出締切</td> <td>2021 年 8 月 27 日</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>契約交渉</td> <td>2021 年 9 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>契約締結</td> <td>2021 年 10 月 18 日</td> </tr> </table>	①	プレ公示	（実施せず）	②	公示	2021 年 7 月 20 日	③	質問回答	2021 年 8 月 17 日	④	プロポーザル提出締切	2021 年 8 月 27 日	⑤	契約交渉	2021 年 9 月 15 日	⑥	契約締結	2021 年 10 月 18 日
①	プレ公示	（実施せず）																	
②	公示	2021 年 7 月 20 日																	
③	質問回答	2021 年 8 月 17 日																	
④	プロポーザル提出締切	2021 年 8 月 27 日																	
⑤	契約交渉	2021 年 9 月 15 日																	
⑥	契約締結	2021 年 10 月 18 日																	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成</li> <li>・ 講師・見学先・実習先の選定</li> <li>・ 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信</li> <li>・ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認</li> <li>・ 講師・見学先への連絡・確認</li> <li>・ JICA、省庁、他関係先等との調整・確認</li> <li>・ 講義室・会場等の手配</li> <li>・ 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）</li> <li>・ テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務を含む）</li> <li>・ 講師への参考資料（テキスト等）の送付</li> <li>・ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告</li> <li>・ 講師・見学先への手配結果の報告</li> <li>・ 研修監理員との連絡調整</li> </ul>																		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム・オリエンテーションの実施</li> <li>・研修員の技術レベルの把握</li> <li>・研修員作成の技術レポート等の評価</li> <li>・研修員からの技術的質問への回答</li> <li>・研修旅行同行依頼文書の作成・発信</li> <li>・評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席</li> <li>・閉講式実施補佐</li> <li>・研修監理員からの報告聴取</li> <li>・講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き</li> <li>・業務完了報告書作成、経費精算報告書作成</li> <li>・関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却</li> </ul>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

<b>業務内容の特殊性</b>	<p>・課題別研修の実施、運営経験があり、かつ JICA 環境社会配慮ガイドラインを利用した業務経験双方をもつものは少ないため、後者のみを資格要件として、前者は資格要件や評価基準に含めないようにして、業務内容に関する特殊性の有無が応札に影響しないようにした。JICA 環境社会配慮ガイドラインを利用した業務経験を有する者は、コンサルタント会社中心に複数あるものと理解しており、評価基準として特殊性はない。</p>
<b>契約条件の特殊性</b>	<p>・契約額に占める直接経費の割合が高い（教材翻訳と動画教材作成に関する経費が契約額の 62.2% を占める）・直接人件費単価は、課題別研修委託業務を建設コンサルタント業者が受注する際に良く使われる国土交通省設計業務委託等技術者単価を適用しており、人件費単価の特殊性はない。</p>
<b>その他</b>	なし

## 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合建設コンサルタント業（業界大手であるが同規模以上の会社は存在、特殊性無）。</li> <li>・同業他社は存在する（特殊性無）。</li> <li>・JICA 環境社会配慮ガイドラインを利用した業務経験は豊富である（ただし、同等の経験を有している者はあり、特殊性無）。</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・2014年度～2016年度の課題別研修「円借款事業による環境社会配慮実務」、2017年度～2020年度の「開発事業における環境社会配慮実務」の研修委託契約を受託している。当該分野での課題別研修実施経験のある社は同社のみであり、この点は特殊性がある（その事情を理解しているため、評価基準からは課題別研修実施経験のみとしていない）。

#### 4. 競争性を向上させるために講じた措置

・プロポーザル評価対象の業務経験について、環境社会配慮ガイドラインを利用した業務経験を軸とすることで、課題別研修経験のない者についても評価時に不利にならないようにし、応札しやすい条件とした。

・本研修実施の関係部（地球部、審査部）に応募勧奨を依頼した。

・公示からプロポーザル提出〆切までの期間を1か月以上確保する等、応札者が準備するために十分な期間を確保するようにした。

#### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

・プレ公示を実施する（東京センターでは2022年度より企画競争対象に導入済）。

・本件調達でも配慮しているが、業務経験の評価基準が応札の阻害要因とならないように適切に設定する。

#### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

なし

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	2021年度-2023年度課題別研修「企業経営者の経営能力向上」
契約金額	5,597,435円（消費税等含む）
契約期間	2022年1月18日～2022年3月31日
契約相手方	株式会社リーム中産連
担当部署	中部センター研修業務課
契約方式	企画競争
競争参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和1・2・3年度全省庁統一資格を有すること</li> <li>・日本国で施行されている法令に基づき登記された法人であること</li> </ul>
契約の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>① プレ公示 2021年4月1日</li> <li>② 公示 2021年8月5日</li> <li>③ 質問回答（質問なし） 2021年8月27日</li> <li>④ プロポーザル提出締切 2021年9月17日</li> <li>⑤ 契約交渉 2021年10月6日</li> <li>⑥ 契約締結 2022年1月17日</li> </ul>
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作</li> <li>2. 講師・見学先・実習先の選定</li> <li>3. 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信</li> <li>4. 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認</li> <li>5. 講師・見学先への連絡・確認</li> <li>6. JICA、省庁、他関係先等との調整・確認</li> <li>7. 講義室・会場等の手配</li> <li>8. 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）</li> <li>9. テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務を含む）</li> <li>10. 講師への参考資料（テキスト等）の送付</li> <li>11. 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告</li> <li>12. 講師・見学先への手配結果の報告</li> <li>13. 研修監理員との連絡調整</li> </ol>



	<p>14. プログラム・オリエンテーションの実施</p> <p>15. 研修員の技術レベルの把握</p> <p>16. 研修員作成の技術レポート等の指導、評価</p> <p>17. 研修員からの技術的質問への回答</p> <p>18. 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席</p> <p>19. 閉講式実施補佐</p> <p>20. 研修監理員からの報告聴取</p> <p>21. 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き</p> <p>22. 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成</p> <p>23. 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却</p> <p>24. その他、研修を遠隔で実施するための準備、手配</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

<b>業務内容の特殊性</b>	<p>コロナ禍で厳しい水際対策が講じられる状況下、初年度（2021年度）は遠隔研修、2022年度及び2023年度は遠隔・来日のハイブリッド実施（状況によっては完全遠隔研修）として業務内容を設定した。そのため、3年間に亘る業務を履行する方法において不確実性が高かった。</p> <p>従って、業務内容に特段の特殊性は見当たらないものの、研修方法やコロナ禍における将来の先行き不透明さといった要因が一者応札の要因となったと考えられる。</p>
<b>契約条件の特殊性</b>	<p>特筆すべき事項なし。</p>
<b>その他</b>	<p>当該案件は新規に開始する課題別研修コースであり、かつ、遠隔研修での業務開始という特殊な背景により、他者が応札を控えた可能性がある。株式会社リーム中産連は、同年度他案件の企画競争で落札できなかった経緯があり、リスクを取ってでも新規受注を狙ったと考えられる。</p>

## 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

<p>株式会社リーム中産連は 1969 年に一般社団法人中部産業連盟の関係会社として設立され、中小企業支援、産業振興分野において、国内外の企業、公共団体にコンサルティングや教育訓練を行っている。国内では企業に対する経営全般や海外展開に関する各種コンサルティングを行う他、国外 30 か国以上へ</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

JICA を含む公的機関等への専門家派遣、国別研修の実績を有する。

＜当該案件に関する特殊性＞

本研修のテーマである、日本的経営、カイゼン、生産性・品質改善について理論面、実務面で経験豊富な内部人材(タンザニアにおけるカイゼン導入のための JICA 技術協力プロジェクト長期専門家等)を有する他、中部地域における産業振興関連の公共機関、企業・大学等の専門家とも深い協力関係にある。

このような特殊性を持つ者は、中部地域で他にも存在しており（一般社団法人中部産業連盟など）、他者の応募を期待したものの、結果的に一者応募となった。

#### 4. 競争性を向上させるために講じた措置

- ・本研修を含め、中部センターで締結予定の研修業務委託契約の調達予定情報を当該年度の4月1日にHPに掲載した。
- ・公示からプロポーザル提出期限まで約6週間の公示期間を設けた。
- ・「共同企業体の結成」及び「補強の可否」を認めるとした。
- ・応募における追加要件は設定しなかった。
- ・研修背景、コース概要、想定される研修対象国・対象者、講義のテーマ等について記載し、受託実績がない機関でも業務内容や方法が理解できるように説明した。また、当該分野の専門性や関連経験を有する団体であれば記載が可能なプロポーザル記載内容・評価項目設定とした。
- ・全国から応募できる内容とした。

#### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

- ・研修実施時期を柔軟に設定することで複数者の応募が見込まれることから、公示において時期の柔軟性を明記するとともに、公示を準備する期間を早期に開始、公示後に選定された相手方との交渉期間を十分確保する。
- ・研修事業説明会等において、課題別研修の受託実績がない機関へのアプローチを強化する。

#### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

なし

## 一者応札・応募案件概要シート

## 1. 契約概要

契約件名	2021-2023年度課題別研修「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」にかかる研修委託契約	
契約金額	37,055,223円（消費税等含む） （上記は2021年度実施分にかかる契約金額。22年度契約は未締結）	
契約期間	2022年2月4日～2022年12月9日	
契約相手方	国際耕種株式会社	
担当部署	筑波センター	
契約方式	企画競争	
競争参加資格	<p>（1） 公示日において令和01・02・03年度全省庁統一資格若しくは平成31・32・33年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。</p> <p>（2） 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p>	
契約の経緯	① プレ公示	なし
	② 公示	2021年10月19日
	③ 競争資格確認申請	2021年11月2日
	④ 質問期間	2021年11月8日～11月15日 （回答期限11月22日）
	⑤ プロポーザル提出締切	2021年11月30日
	⑥ 契約交渉	2021年12月10日～2022年2月3日
	⑦ 契約締結	2022年2月4日
業務内容	<p>1. 研修実施全般に関する事項</p> <p>1. 日程・研修カリキュラムの作成・調整・翻訳</p> <p>2. 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理 等</p> <p>2. 講義、演習、討議の実施に関する事項</p> <p>1. 講義・演習・実験、実習計画の策定及びその実施</p> <p>2. 講師・実習先の選定・確保</p> <p>3. 講師への講義依頼文書等の発出 等</p>	

	<p>3. 見学（現地研修）の実施に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 見学・現地研修計画の策定</li> <li>2. 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付 等</li> </ol> <p>なお、本邦プログラムの技術研修期間に付随する事前準備・事後整理期間においては、上記業務に加えて次の業務を行う。</p> <p>4. 事前準備期間及び事前プログラムに関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日程・研修カリキュラム及び研修業過項目・評価基準等について JICA 筑波との調整・確認</li> <li>2. 実験、実習、演習に必要な資機材・圃場の準備</li> <li>3. インセプションレポート内容の分析、同レポート精度向上及び本邦プログラムで取り組む個別実験の課題抽出のための研修員への電子メール等による指導、追加情報提供及び調整</li> </ol> <p>5. 事後整理期間に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. JICA 筑波、他関係機関との連絡・調整</li> <li>2. 研修実施結果の評価・分析と改善策の検討 等</li> </ol>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

<b>業務内容の特殊性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本研修コースは、JICA 筑波が持つ圃場において、開発途上国の野菜栽培における課題に基づき、苗の栽培から栽培管理、収穫及び収穫後処理までの幅広い内容を含んでいる。また、8～9 か月の長期間の研修コースであり、研修の受託先としては、幅広い野菜栽培にかかる技術と知識と経験が必要であり、また長期間の配置が必要である。</li> <li>加えて、受託者が網羅できない部分を補完するための他機関とのつながりも必要である。</li> <li>・2019 年度末（2020 年 1 月以降）から始まった新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、2021 年度の本研修コースでは遠隔教材を用いた研修の実施が求められる。本コースは栽培技術が主たる研修内容であり、遠隔教材の作成は難易度が高い。</li> </ul>
<b>契約条件の特殊性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度にまたがる契約であるが、年度末で経費精算報告を求めている。</li> </ul>
<b>その他</b>	

### 3. 契約相手方の概要（特殊性の有無）

- ・国際耕種株式会社は、本コース（前身のコースを含む）を2005年より受託し、豊富な知見を蓄積している（2009-2011、2012-2014、2015-2017、2018-2021といずれも同社が一者応札）。
- ・国際耕種株式会社は、開発途上国で農業・農村開発分野の技術協力プロジェクトにも参画しているが、同様の研修委託先は、筑波センター所管においても複数あるので、当該分野の一般的な委託先の一つである。

### 4. 競争性を向上させるために講じた措置

- ・企画競争公示時に、メーリングリストを通じて JICA 筑波の研修委託機関及び過去に関心表明があった団体等に応募勧奨を行っている。
- ・公示からプロポーザル提出期限まで約6週間の公示期間を設けた。
- ・「共同企業体の結成を認める」とした。
- ・応募における「競争参加資格要件」は一般的なものであり、追加要件は設定しなかった。
- ・研修背景、コース概要、想定される研修対象国・対象者、講義のテーマ等について記載し、受託実績がない機関でも業務内容や方法が理解できるように説明した。また、当該分野の専門性や関連経験を有する団体であれば記載が可能なプロポーザル記載内容・評価項目設定とした。
- ・全国から応募できる内容とした。

### 5. 競争性を向上させるために、今後、講ずる措置

- ・引き続き十分な公示期間を取り、複数の社が応募を検討できるようにする。
- ・研修事業説明会等において、課題別研修の受託実績がない機関へのアプローチを強化する。

### 6. 特記事項（委員選定理由に対する補足）

本研修は、小規模農家への普及に携わる普及員を対象に、8か月の間に野菜の栽培を通じて、生産技術に加え、農業経営の一環としてマーケティングや販売方法まで基礎的な知識の習得を目指すものである。このため、業務に従事する社を複数名配置し、また長期間にわたって配置していることから、契約金額が大きい。

## 参加意思確認公募制度の見直しについて(検討結果)

## 1. 制度の概況

## (1) 導入経緯

- 「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務省通知)及び「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年11月総務省事務連絡)を踏まえて、独立行政法人の随時契約において参加型意思確認公募制度が導入されている。JICAにおいても、「唯一性の確認による透明性の向上」を目的として、準内部規程「参加意思を確認するための公募手続きについて」(通知(OU)第3-31022号)を定め、同制度を導入・運用している。

## (2) JICAにおける運用状況・課題

- 本制度の適用判断については、上記(1)の通知の「2. 適用範囲」において、以下のように規定している。なお、導入当初の適用範囲は「調達・派遣業務部が協議を受ける競争性のない随意契約のうち、契約相手方の唯一性を確認する必要がある場合」と定めていたが、2014年に改正し、主に制度利用が想定される、国内機関が調達を行う研修事業を参加意思確認公募の対象として明示した。

「参加意思を確認するための公募手続きについて」(通知(OU)第3-31022号)  
「2. 適用範囲」抜粋

参加意思確認公募は、特定者<sup>4</sup>との随意契約を行うもののうち、業務内容を特に秘密にする必要がなく参加意思確認公募をしても差し支えないもので、以下に該当する場合に適用する。

- (1) 機構が技術協力事業実施要綱（平成16年規程(企)第7号）第15条第1項に基づき、日本国内において技術研修員に対する研修に必要な業務の実施を外部の団体に委託する場合において、契約担当役が参加意思確認公募によるべきと判断した場合でかつ、「研修委託契約に係る業務人件費及び業務管理費の積算基準について（通知）」に基づき予定価格を算出する場合
- (2) 次の事由に基づき、本部契約担当役が参加意思確認公募によるべきと判断した場合
  - (ア) 調達・派遣業務部が協議を受ける競争性のない随意契約のうち、契約相手方の唯一性を確認する必要がある場合
  - (イ) 求められる専門性や過去の実績等から業務を実施可能な契約相手方が実質的に特定され、競争が成立しないことが想定される場合

- 特定者については原則公表して公示している。
- 現在、主に研修事業（課題別研修、国別研修、青年研修）を中心に本制度が活用されており、特に該当コースの企画段階から協力関係にあり且つ研修実績がある組織・法人を特定者としているケースが多い。なお、研修事業以外での適用は年間あたり数件に留まる。

## 2. 外部機関での運用状況

- 平成18年度財務省通知以後、多くの省庁、地方自治体、国立大学、独立行政法人等で類似制度が活用されている。対象は特殊な技術や設備を必要とする調査・研究開発・保守点検業務等が多い。
- これまで、総務省<sup>5</sup>、財務省<sup>6</sup>が制度の活用状況等を調査して是正を図っており、平成26年の総務省調査では、特定者を公開している省庁（内閣府、文部科学省、消費者庁）について、特定者の公表が競争性の阻害につながる可能性が指摘されている。また、国交省、文科省等複数の省庁においては、競争性を妨げないことを条件に特定者の公表を認めることとしているが、基本的に特定者は非公表と整理されている。

<sup>4</sup> 該当の業務を唯一履行できると特定し、契約相手となりうるもの

<sup>5</sup> 契約における実質的な競争性の確保に関する調査に基づく勧告（平成26年）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000270479.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000270479.pdf)

<sup>6</sup> 会計制度（契約）に関する論点について（令和元年6月会計制度研究会）6-  
[2rontenseiri.pdf \(mof.go.jp\)](https://www.mof.go.jp/brontenseiri.pdf)

- 独立行政法人においても特定者非公表が多い一方、地方自治体では公表するところも多い(【参考】他機関の具体的事例を参照)。

### 3. 制度改善

#### (1) 制度改善の目的

- 技術革新や国際社会の変化に伴い JICA の新たな事業領域が拡大するなか、JICA の既存の知見では唯一性の確認が困難な新しいパートナーの選定に対し、市場に広く参加意思を確認することにより、共創機会の確保及び拡充を目指すため、研修事業以外にも幅広く参加意志確認公募を活用できるようにする。

#### (2) 具体的な改善策

##### ① 本制度の適用範囲の見直し

現行通知の「2. 適用範囲」を以下のように改正し、研修委託契約を念頭においた現行の運用から幅広い業務で適用可能であることを明示する。併せて、本制度を活用する際のマニュアル及びフロー等を整備し、機構内に周知する。

参加意思確認公募は、特定者との随意契約を行うもののうち、業務内容を特に秘密にする必要がなく参加意思確認公募をしても差し支えないもので、以下に該当する場合に適用できるものとする。

- (1) 調達・派遣業務部が協議を受ける競争性のない随意契約のうち、契約相手方の唯一性を確認する必要がある場合
- (2) 技術協力事業実施要綱(平成16年規程(企)第7号)第15条第1項に基づき、日本国内において技術研修員に対する研修に必要な業務の実施を外部の団体に委託する場合

##### ② 特定者の公表/非公表の見直し

今回の見直し趣旨に鑑み、特定者以外の参加者の有無を確認し、一層の競争性を確保する観点から、特定者の名称については原則非公表とする。但し、透明性確保の観点から、特定者の概要及び契約相手になりうると判断した根拠等について、公示内容に簡潔に含めることとする。

なお、特定者の名称を公表しても競争を阻害しないと判断される場合は、担当事業部門長の判断をもって公表を可とする。

##### ③ 公示期間等(現行、原則2週間)の見直し

プレ公示を行う場合は公示期間を短縮可とするような柔軟な運用に見直し、制度の利便性を向上させる。

以 上



## 2023年度の契約監視委員会の運営について（案）

## 1. 審議対象事項

- (1) 競争性のない随意契約
  - 競争性のない随意契約（2022年度）の点検【任意抽出】
  - 変更契約（2022年度）の点検【任意抽出】
- (2) 競争性の確保
  - 2回連続一者応札・応募となった契約（2022年度）の点検【全件抽出】
  - 参加意思確認公募による契約（2022年度、ただし研修委託契約を除く）の点検【全件抽出】
  - コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約（2022年度）の点検【任意抽出】
  - 研修委託契約のうち一者応札・応募（参加意思確認公募を含む）となった契約（2022年度）の点検【任意抽出】
- (3) 各種報告
  - 2023年度調達等合理化計画及び2022年度自己評価
  - 契約実績（2023年度上半期）
  - 調達制度の各種検討を踏まえたご相談

## 2. 開催予定

開催時期	審議／報告事項
第1回 (2023年6月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2022年度総括／2023年度運営方針</li> <li>➢ 2023年度調達等合理化計画／2022年度自己評価</li> <li>➢ 2回連続一者応札・応募となった契約の点検</li> </ul>
第2回 (2023年9月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 競争性のない随意契約の点検</li> </ul>
第3回 (2023年12月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2023年度上半期契約</li> <li>➢ 変更契約の点検</li> <li>➢ 参加意思確認公募による契約（研修委託契約を除く）の点検</li> </ul>
第4回 (2023年3月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約の点検</li> <li>➢ 研修委託契約のうち一者応札・応募（参加意思確認公募を含む）となった契約の点検</li> <li>➢ 2024年度運営方針（案）</li> </ul>